

男女共同参画社会確立のための富士見市行動計画  
配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画  
女性の職業生活における活躍の推進に関する計画

# 富士見市男女共同参画プラン(第4次) (案)

富士見市

• 所管課は令和3年1月時点の組織名で表示をしています。

※令和3年4月に組織改正を予定しています。

# 第1章

## 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

本市では、男女共同参画社会の実現に向け、平成20（2008）年6月に「富士見市男女共同参画推進条例」を制定するとともに、平成22（2010）年10月には「富士見市男女共同参画プラン（第3次）」を策定し、市民との協働による男女共同参画の推進に関する施策を総合的に推進してきました。

この間、国や県においても継続的な取り組みが実施されており、平成27（2015）年8月には女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務づける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）＊」が成立（令和元（2019）年一部改正）され、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは新たな段階に入っています。

さらに平成27（2015）年12月には「男性中心型労働慣行の見直し」や「防災・復興」などを強調した「第4次男女共同参画基本計画」が策定されています。

しかしながら、固定的な性別役割分担意識＊やそれに基づく社会慣習、社会制度は依然として根強く残っており、また、重大な人権侵害である女性に対する暴力なども大きな課題となっていることから、これらを解決していくためには、それぞれの個性と能力を尊重する意識の醸成を図るなどの、実効性のある取り組みを行っていく必要があります。

令和2（2020）年度は、本市の「富士見市男女共同参画プラン（第3次）～女（ひと）と男（ひと）、ともに築く明日のふじみ～」の計画期間最終年にあたることから、これまでの施策の進捗状況や成果を踏まえ、取り組むべき課題や社会情勢の変化に対応するため、新たな計画として「富士見市男女共同参画プラン（第4次）（以下「本プラン」という。）」を策定いたしました。

#### 基本理念 富士見市男女共同参画推進条例（第3条）

- 1 男女の個人としての人権が尊重され、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保され、かつ、公正に評価されること。
- 2 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行を解消し、男女が社会における活動の選択を自由に行えること。
- 3 女性の社会参画を推進するために、女性自らの意識及び能力を高め、主体的に行動できる機会が確保されること。
- 4 家族を構成する男女が、相互の協力及び社会の支援の下に、家事、育児、介護その他の家庭生活における活動及び地域活動その他の社会生活における活動に共同して参画し、責任を分かち合えること。
- 5 男女が互いの性を理解し合い、生涯にわたり健康な生活を営む権利が確保されるとともに、妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項については、女性の身体的機能に配慮し、女性の自己決定が尊重されること。
- 6 セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する暴力を根絶すること。
- 7 国際社会における男女共同参画の取組を十分理解し、男女共同参画の推進に関する施策への反映に努めること。

※第1章及び第2章の本文中、＊を付した言葉は、解説を「第4章資料編」に掲載

## 2 計画策定の背景

### (1) 国際的な動き

国際連合が昭和 50（1975）年を「国際婦人年」、それに続く 10 年を「国連婦人の 10 年」と定め、さらには昭和 54（1979）年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）＊を採択し、性に基づく差別の撤廃と女性の地位向上に向けた世界的な取り組みは大きく前進しました。昭和 60（1985）年に日本も批准しました。

その後、平成 7（1995）年に北京で開催された「第 4 回世界女性会議（北京会議）」では、女性の地位向上のための指針となる「北京宣言」及び「北京行動綱領」が採択されました。この行動綱領では、女子差別撤廃条約にはない「女性に対する暴力」など各国が取り組むべき 12 項目の課題が設定されました。

「北京宣言」と「北京行動綱領」が採択されてから 20 年となる平成 27（2015）年には、「第 59 回国連婦人の地位委員会（北京+20）」が開催され、各国の取組状況に関する評価・見直しが行われました。同年 9 月に開催された国連サミットでは、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。このアジェンダの目標である「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）」において、17 の目標が掲げられています。

### (2) 国の動き

国では、昭和 50（1975）年の「国際婦人年」を契機に、男女平等に関する法律や制度の整備が進んでおり、平成 11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、翌年にはこれに基づく計画として「男女共同参画基本計画」が策定されました。この基本計画は、平成 27（2015）年に第 4 次計画が策定され、様々な施策が推進されています。

また平成 28（2016）年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行（令和元（2019）年一部改正）されたほか、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の一部改正、同年「育児・介護休業法」＊の改正等が行われています。

### (3) 埼玉県の動き

埼玉県では、「国際婦人年」からの世界や国の動きを背景として、時代に応じて行動計画等の見直しを重ね、平成 29（2017）年に新たな「埼玉県男女共同参画基本計画」が策定されたほか、同年「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第 4 次）」が策定されました。

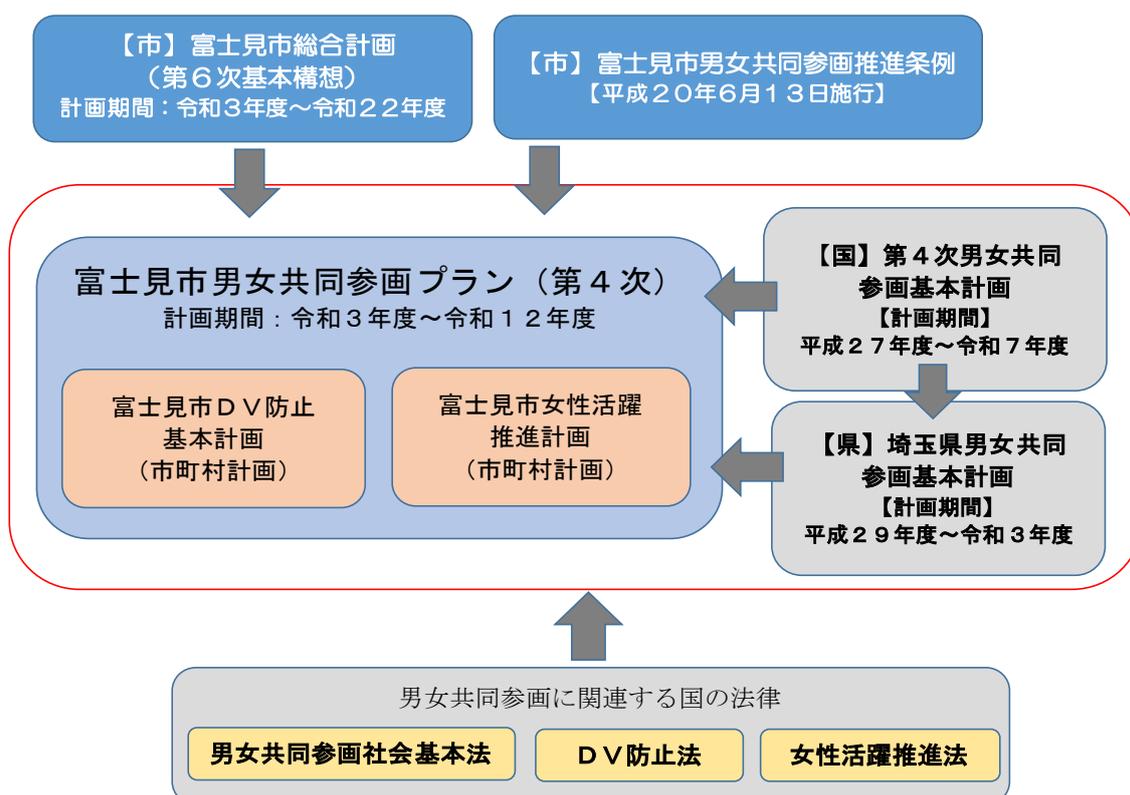
### (4) 本市の動き

本市では、平成 5（1993）年に「21 世紀に向けての富士見市女性行動計画（第 1 次）」、平成 12（2000）年には、男女共同参画社会確立のための富士見市行動計画「男女共同参画ふじみ 2000 年プラン（第 2 次）」、平成 22（2010）年には「富士見市男女共同参画プラン（第 3 次）」を策定（平成 27（2015）年中間見直しを実施）し、様々な分野で男女共同参画に関する施策を推進してきました。

### 3 計画の位置づけ

- 本プランは、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項及び「富士見市男女共同参画推進条例」第 10 条第 1 項に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。
- 本プランは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）」第 2 条の 3 第 3 項に基づく「市町村基本計画」となる「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画（DV防止基本計画）」\*として位置づけます。
- 本プランは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第 6 条第 2 項に基づく「市町村基本計画」となる「女性の職業生活における活躍の推進に関する計画（女性活躍推進法）」\*として位置づけます。
- 本プランは、国の「第 4 次男女共同参画基本計画」、県の「埼玉県男女共同参画基本計画」や「富士見市総合計画（基本構想）」を踏まえるとともに、関連する市の諸計画との整合を図り、策定する計画です。
- 本プランは、「富士見市男女共同参画社会確立協議会」の意見を尊重するとともに、「富士見市男女共同参画プラン（第 3 次）」の進捗状況や課題を整理し、さらに令和元年度に実施した「富士見市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果やパブリックコメントの意見を踏まえて策定しています。
- 本プランは、「富士見市男女共同参画推進条例」に基づき、市・市民・事業者・教育に携わる者と協働して取り組むものです。

#### 【施策の体系図】



#### 4 策定の基本的視点

- 本プランは、「富士見市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づいて策定しています。
- 本プランは、前プランの施策を引き継ぎながら、「富士見市第6次基本構想第1期基本計画」や「富士見市男女共同参画推進条例」、国・県の「男女共同参画基本計画」や社会情勢等の変化を踏まえ、追加や一部見直しを行っています。
- 本プランは、国際連合で平成27（2015）年9月に採択され、国際社会が一致して取り組みを進めている「持続可能な開発目標（SDGs）＊」のうち、特に目標5「ジェンダー平等＊を実現しよう」及び目標10「人や国の不平等をなくそう」を中心に、人権尊重と男女共同参画の施策を進めることで、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」社会の構築を目指し、策定しています。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：国際連合広報センター

## 5 計画の期間

- 本プランの計画期間は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とし、中間年にあたる令和7（2025）年度に本プランの見直しを行うこととします。ただし、本プランの遂行期間においても、社会情勢や市民のニーズに大きな変化がある場合は、必要に応じて見直しを行います。

|      | 令和元年度          | 令和2年度 | 令和3年度                            | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度          | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 | 令和13年度 |
|------|----------------|-------|----------------------------------|-------|-------|-------|----------------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|
|      | 2019           | 2020  | 2021                             | 2022  | 2023  | 2024  | 2025           | 2026  | 2027  | 2028   | 2029   | 2030   | 2031   |
| 富士見市 | 男女共同参画プラン（第3次） |       | 男女共同参画プラン（第4次）【計画期間R3.4月～R13.3月】 |       |       |       |                |       |       |        |        |        |        |
|      | 第5次基本構想        |       | 第6次基本構想【R3.4月～R23.3月】            |       |       |       |                |       |       |        |        |        |        |
|      |                |       |                                  |       |       |       | 令和7年度<br>中間見直し |       |       |        |        |        |        |

## 6 計画の推進体制

- 本プランは、以下に掲げる機関等と連携しながら推進します。

### （1）富士見市男女共同参画社会確立協議会

公募市民、市内で活動する団体・事業者の代表及び学識経験者で構成される協議会で、計画の策定及び見直しの際に調査・検討を行い、かつ進捗状況の点検・評価を行い、年次報告書を作成します。

### （2）富士見市男女共同参画推進庁内連絡会議

男女共同参画推進のための施策について、関係各課の連絡調整を行うとともに、総合的かつ効果的に施策を推進するための調査・検討を行い、関係各課が連携して取り組みます。

### （3）市民、事業者等との連携・協働

市は市民・事業者・教育に携わる者と連携・協働し、さまざまな分野で主体的にそれぞれの役割を果たしていくことを目指します。

### （4）国・県・関係機関との連携

国・県・他自治体等からの情報の収集に努め、相互に協力し、連携を強化します。

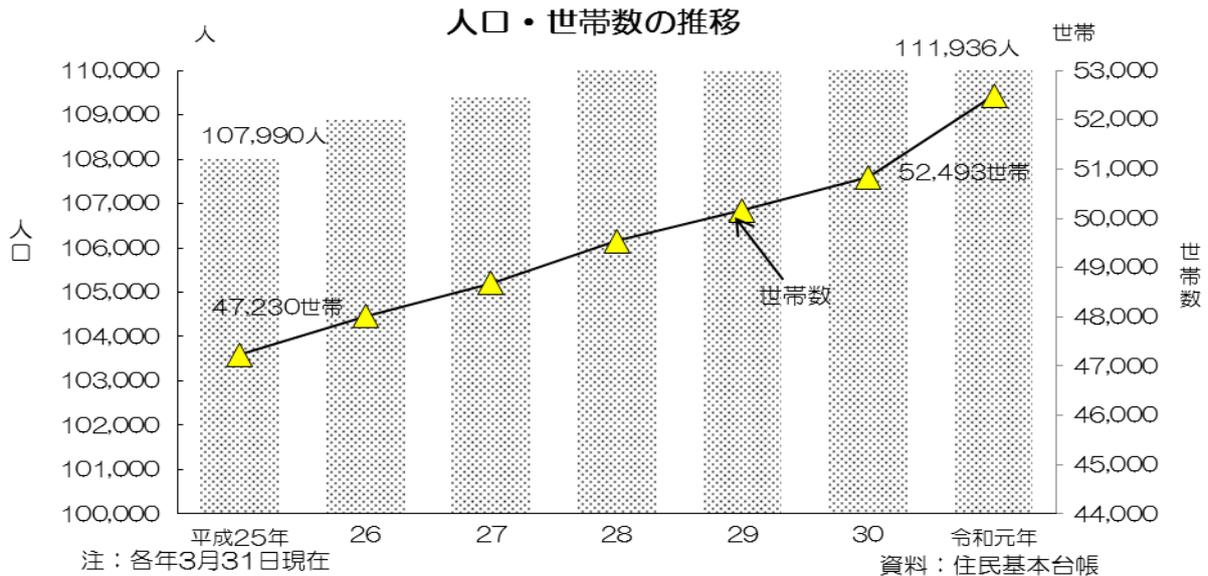
**第2章**  
**男女共同参画を取り巻く**  
**本市の現状と課題**

## 第2章 男女共同参画を取り巻く本市の現状と課題

### 1 統計からみる本市の現状

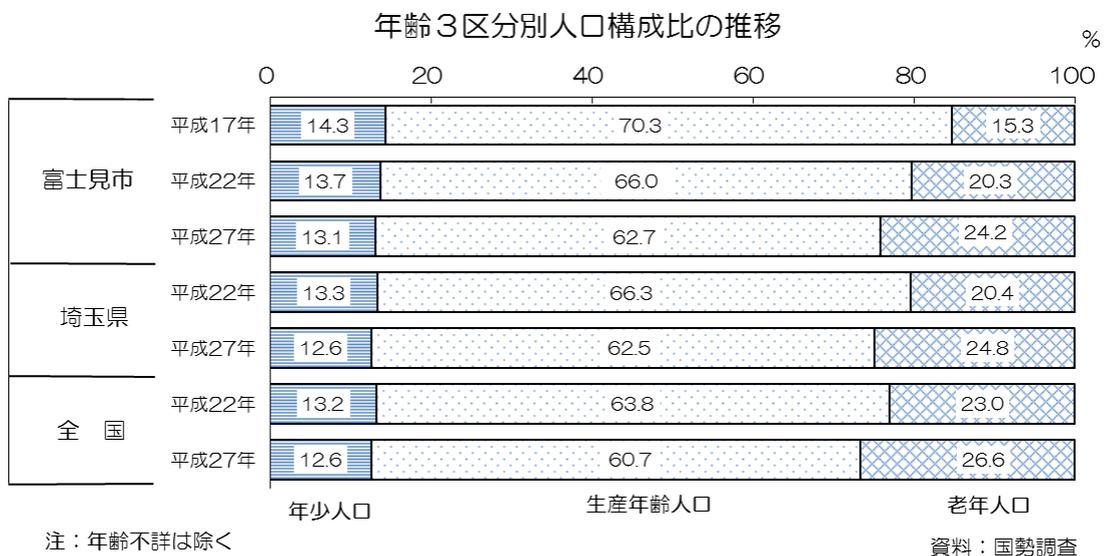
#### (1) 人口・世帯数の推移

本市の人口は、令和2年3月31日現在、111,936人、世帯数は52,493世帯となっています。人口、世帯数ともに増加していますが、人口に比べて世帯数の伸びが大きくなっており、単身者世帯数などが増加しています。



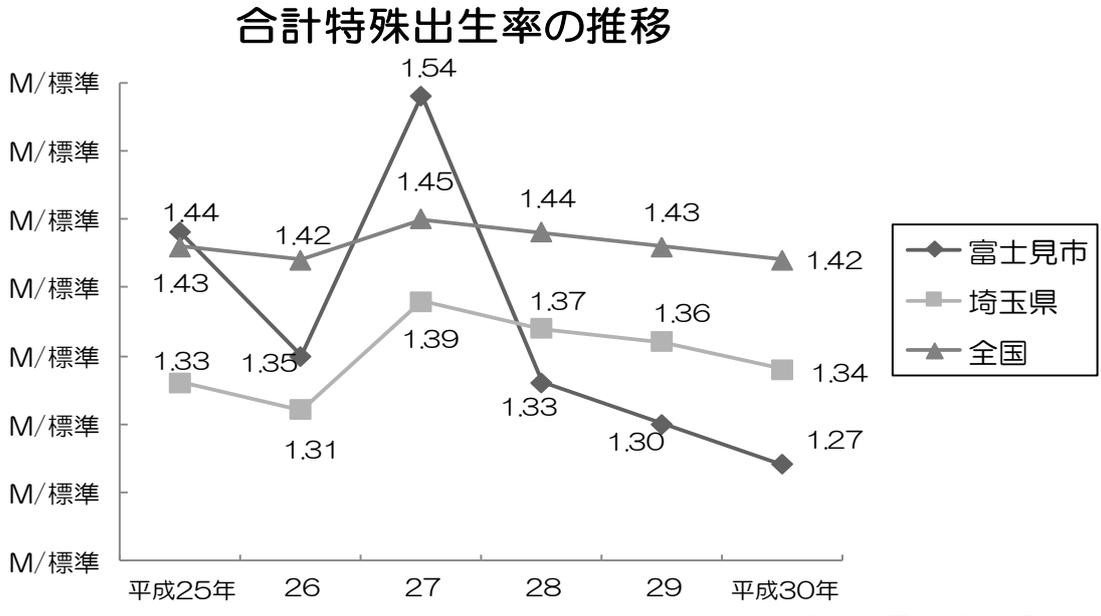
#### (2) 年齢3区分人口の構成

本市における平成27年の国勢調査では、年少人口（0～14歳）13.1%、生産年齢人口（15～64歳）62.7%、老年人口（65歳以上）24.2%と、平成22年の調査と比較して少子高齢化が進行しています。また、国・県と比較すると本市の総人口に占める年少人口の比率が高くなっています。



### (3) 合計特殊出生率の推移

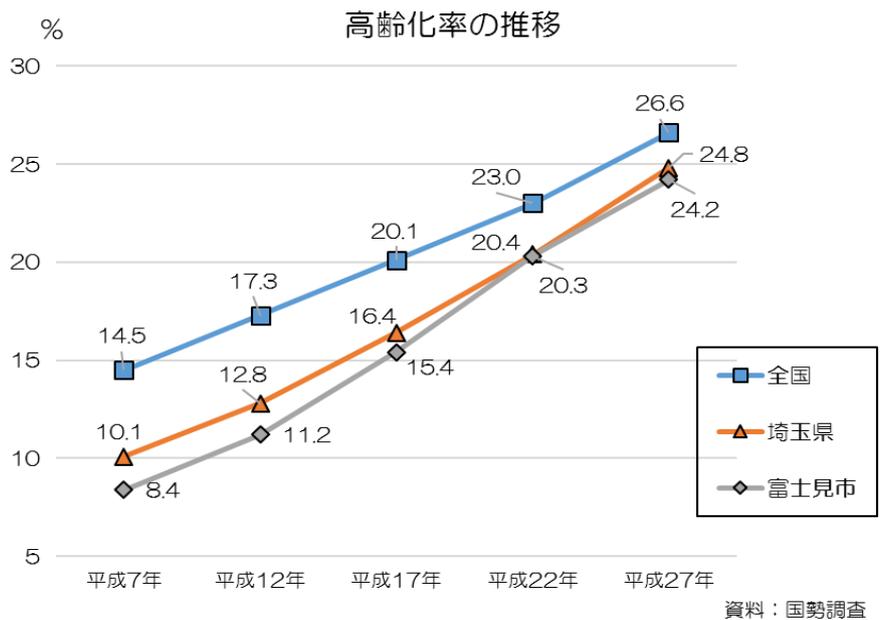
合計特殊出生率は平成27年以降、国・県ともに緩やかな降下傾向にあり、本市も、国・県の数値を下回って推移しており、平成30年度では1.27になっています。



※合計特殊出生率…1人の女性（15～49歳）が一生に産む子どもの平均を示すもの

### (4) 高齢化の推移

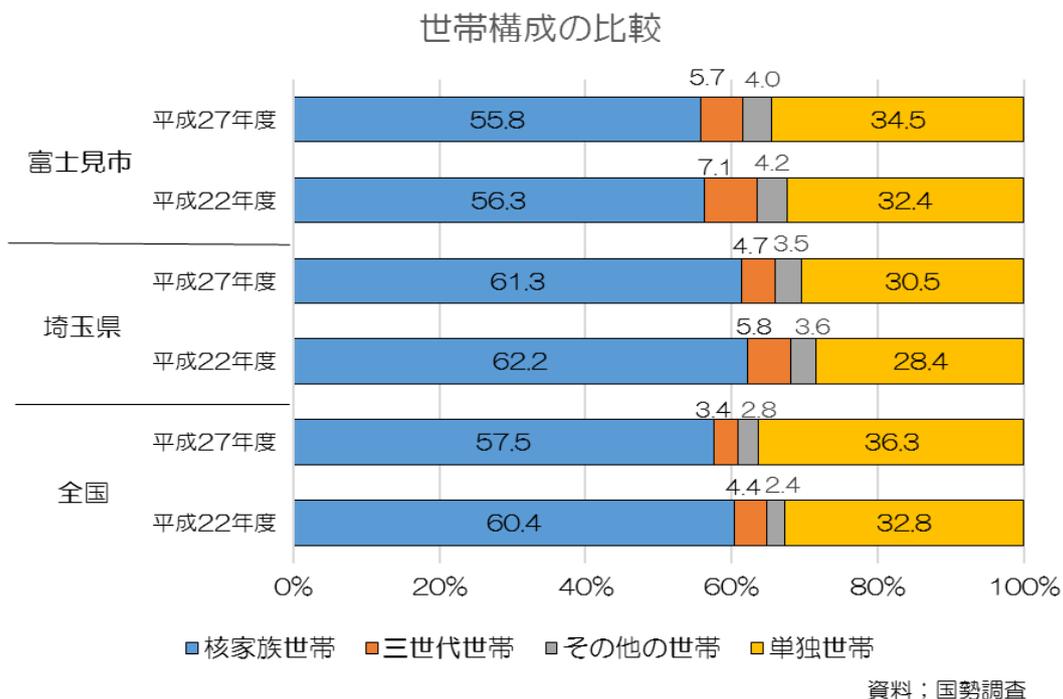
高齢化の推移を見ると、増加傾向にあるものの、国・県を下回って推移しています。



高齢化率…高齢者人口が総人口に占める割合。  
 高齢者人口…65歳以上の人口のこと。

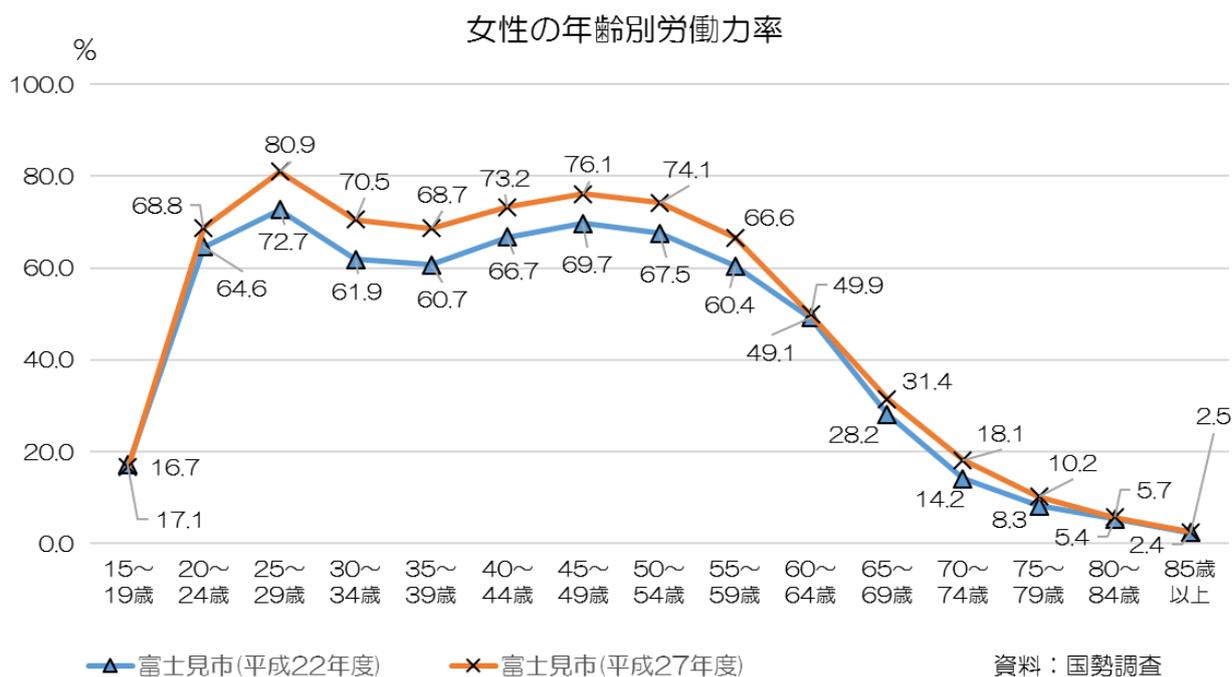
### (5) 世帯構成の比率

世帯構成は、核家族世帯が最も多いものの、国・県を下回っています。また、単独世帯の比率は増加しており、国・県と同様の傾向となっています。



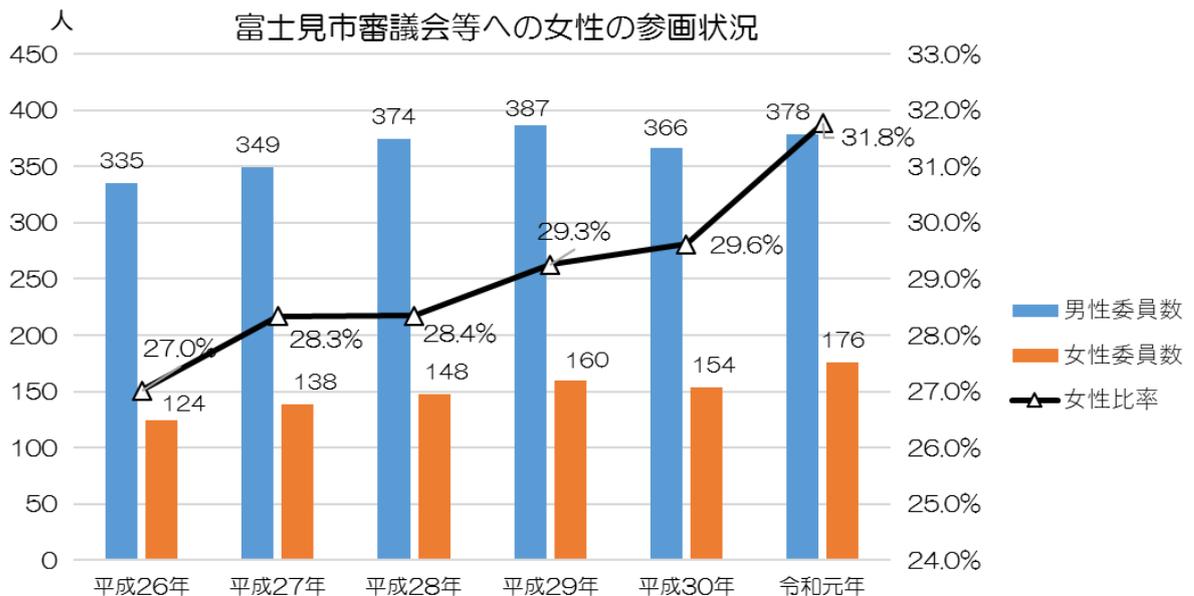
### (6) 女性の年齢別労働力率

女性の年齢別労働力率をみると、平成22年と比較して、ほぼすべての年齢で労働力の割合が高くなっています。また、働く女性の割合が30歳代でいったん低くなるいわゆる「M字曲線\*」がみられ、20歳代で働いていた女性が、子育て期とみられる30歳代で仕事を離れていることがわかります。



### (7) 審議会等への女性の参画状況

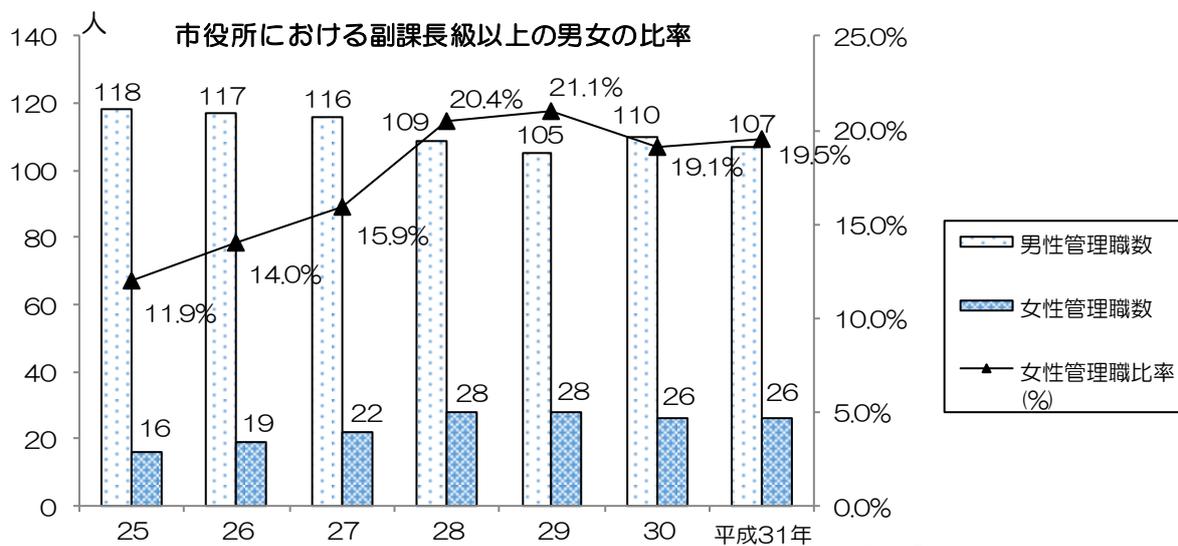
審議会等委員に占める女性の割合は31.8%（令和元年10月1日現在）と、平成30年度に比べ若干上昇しています。全国の市区町村における女性委員割合26.8%（平成31年4月1日現在）や、埼玉県内市町村の女性委員割合28.9%（平成31年4月1日現在）と比較してもやや高い参画率になっていますが、引き続き本市の目標値である40%に向けて取り組んでいく必要があります。



資料：富士見市審議会等の設置状況に関する調査

### (8) 市役所における管理職（副課長級以上）の女性職員の割合

富士見市役所での女性管理職の割合は19.5%（平成31年4月1日現在）であり、平成27年から増加傾向にあったものの、平成30年からやや減少しています。



資料 職員課

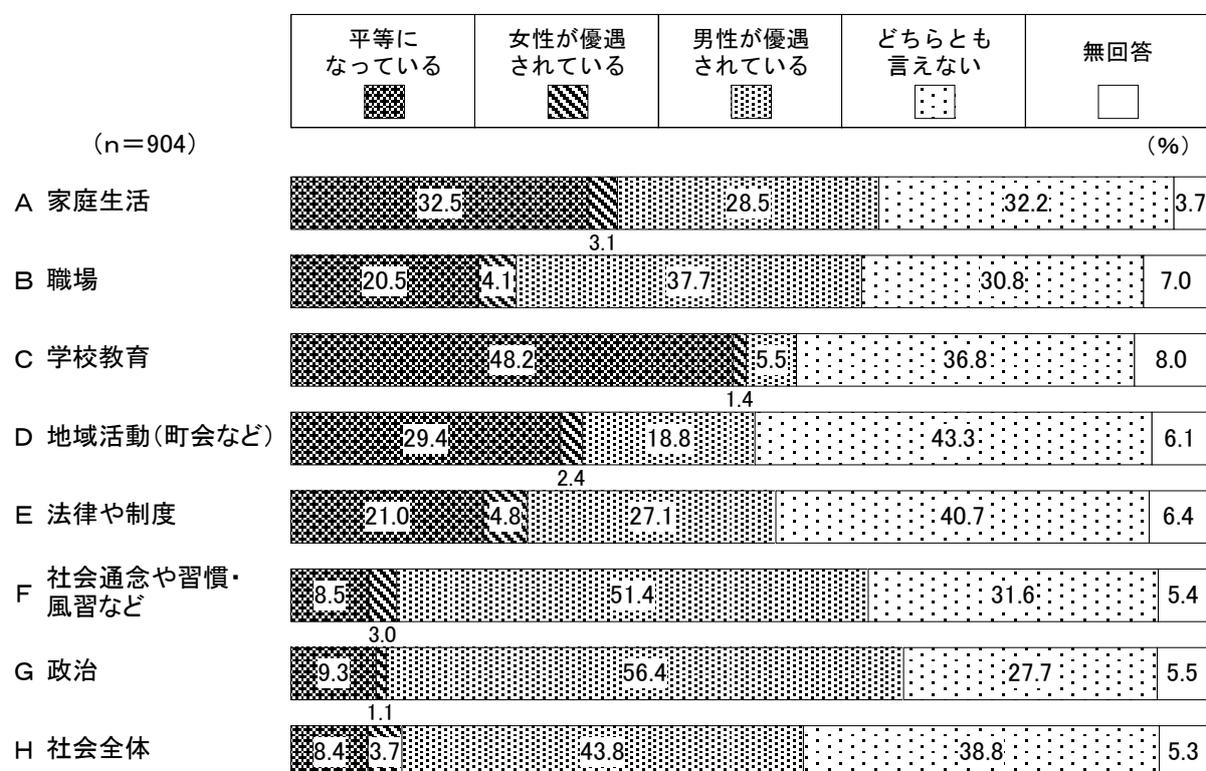
## 2 男女共同参画に関する市民の意識

### (1) 富士見市男女共同参画に関する市民意識調査結果（抜粋）

本プラン策定にあたり、市民の男女共同参画に関する意識や実態を把握し、本プラン策定の基礎資料とするため、男女共同参画に関する市民意識調査を実施しました。

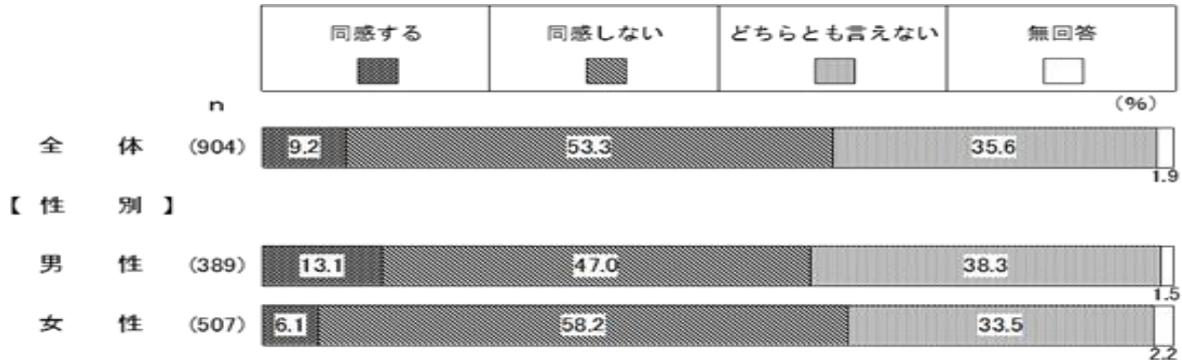
| 【調査概要】 |                                     |
|--------|-------------------------------------|
| ・調査対象  | 市内在住の満18歳以上の男女                      |
| ・対象者数  | 2,000人（男性1,000人、女性1,000人）           |
| ・抽出方法  | 年齢、男女等の層化法により、住民基本台帳から無作為抽出         |
| ・調査方法  | 郵送調査法（郵送配布—郵送回収）                    |
| ・調査期間  | 令和元年7月19日～8月2日                      |
| ・回収率   | 45.2%（回収904通、男性389通、女性507通、性別無回答8通） |

#### ①各分野における男女の地位の平等感について



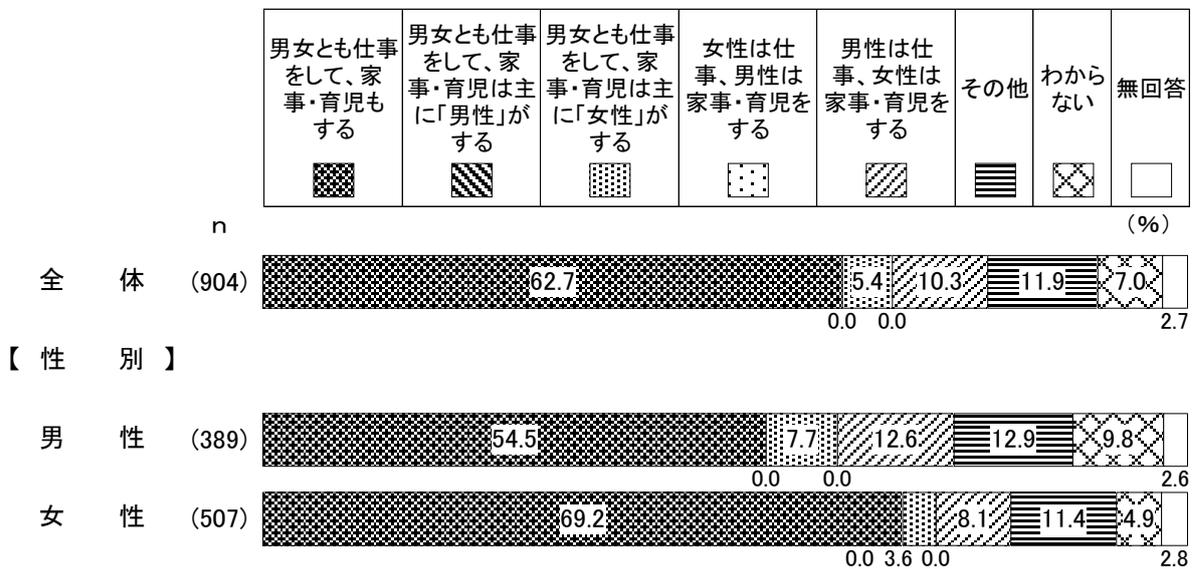
「学校教育」での平等感はやく50%と高い数値を示している一方で、すべての分野で「男性が優遇」が「女性が優遇」を上回り、特に「政治」「社会通念や習慣・風習など」では、「男性が優遇」と感じる人が多く、不平等感が依然として残されています。

②「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識について



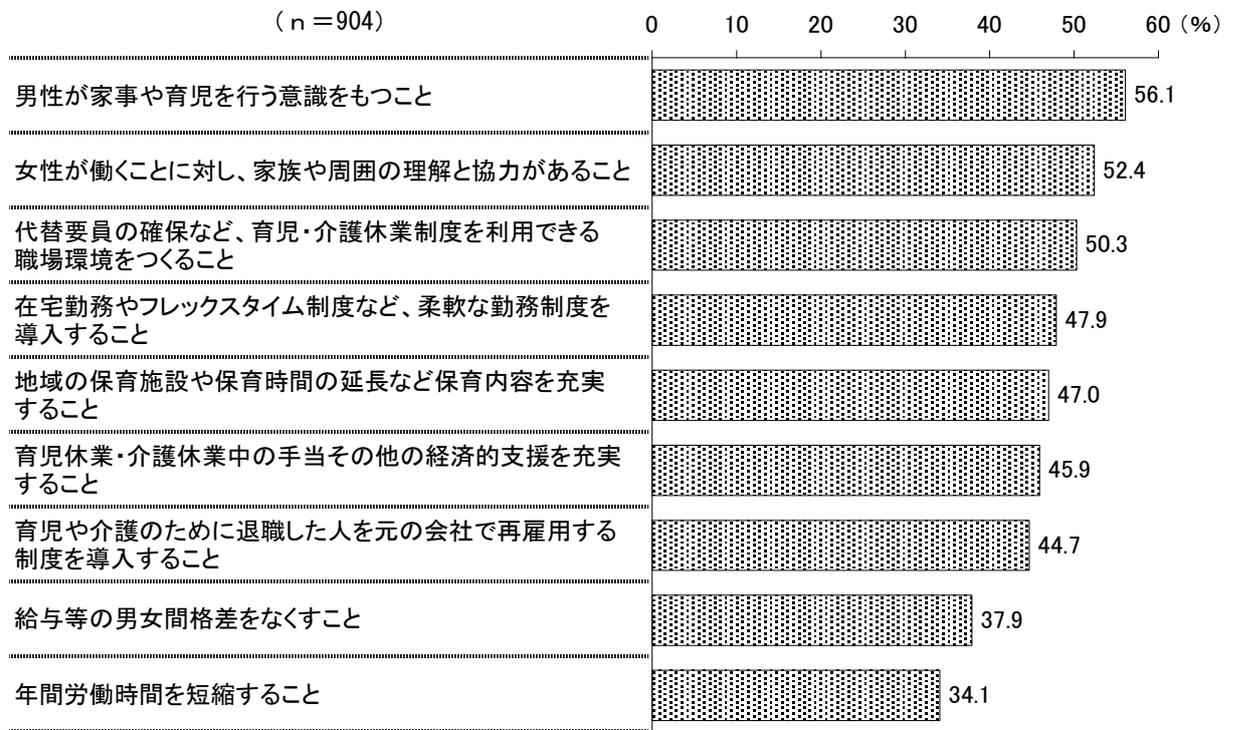
「同感する」が9.2%、「同感しない」が53.3%、「どちらとも言えない」が35.6%となっています。男女別でみると、男性の13.1%が女性の6.1%より7%多く、意識の違いがみられます。

③男女の役割分担についての考え方



60%以上の方が、「男女とも仕事をして、家事・育児もする」が良いと回答しており、男女とも仕事と家庭の役割を担うべきと考える人が多くなっています。男女別でみると、女性の69.2%が男性の54.5%より14.7%多く、意識の違いがみられます。

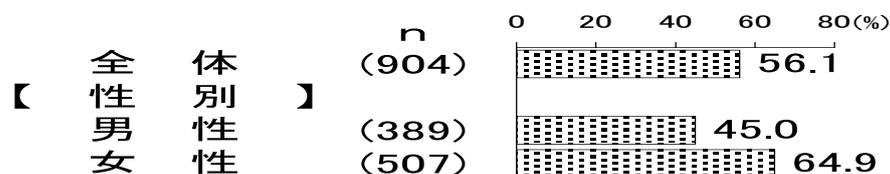
#### ④男女がともに仕事と家庭を両立するために必要な条件



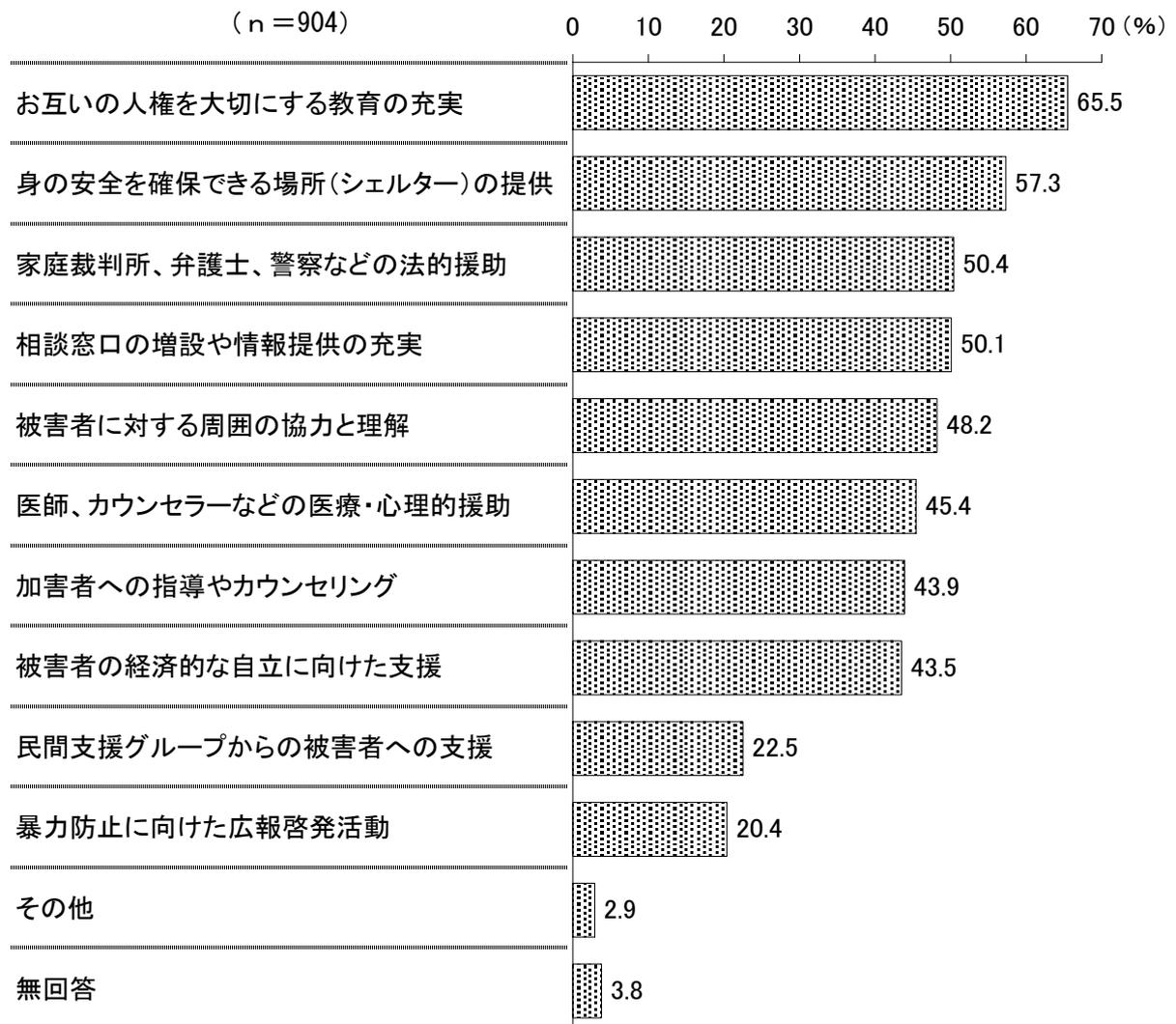
「男性が家事や育児を行う意識を持つこと」が 56.1%で最も高く、次いで「女性が働くことに対し、家族や周囲の理解と協力」が 52.4%、「育児・介護休業制度を利用できる職場環境」が 50.3%、「柔軟な勤務制度」が 47.9%と続いています。

一番高い割合を示している「男性が家事や育児を行う意識を持つことの男女別の割合」を見ると、男性が 45%、女性が 64.9%で、19.9%の差があり、男女によって意識の違いがみられます。

#### 男性が家事や育児を行う意識をもつことの男女別の割合

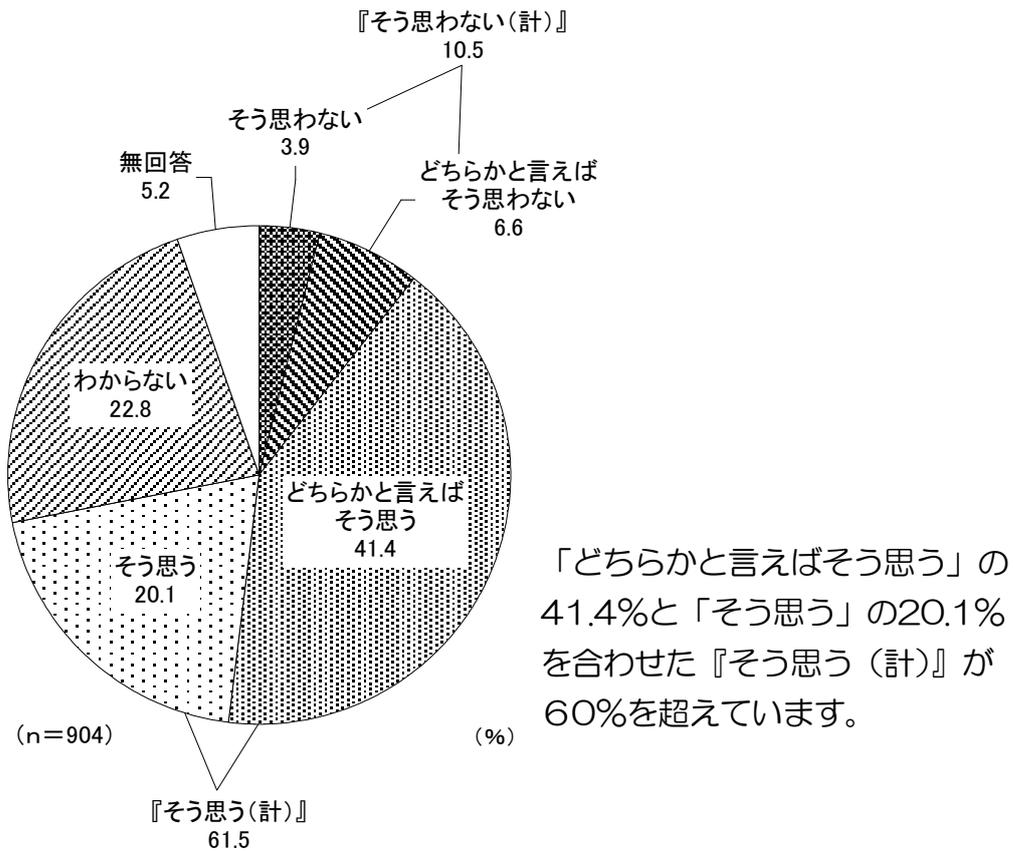


⑤暴力を防止するために必要なこと



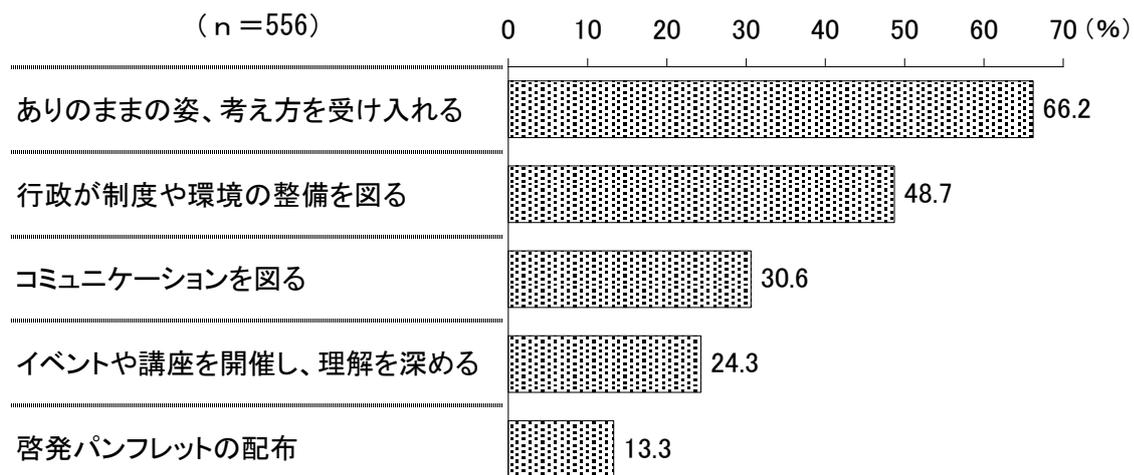
「お互いの人権を大切にする教育の充実」が 65.5%で最も高く、次いで「身の安全を確保できる場所（シェルター）の提供」が57.3%、「家庭裁判所、弁護士、警察などの法的援助」が50.4%、「相談窓口の増設や情報提供の充実」が50.1%となっています。

⑥性的少数者（マイノリティ）\*にとって生活しづらい社会だと思うか



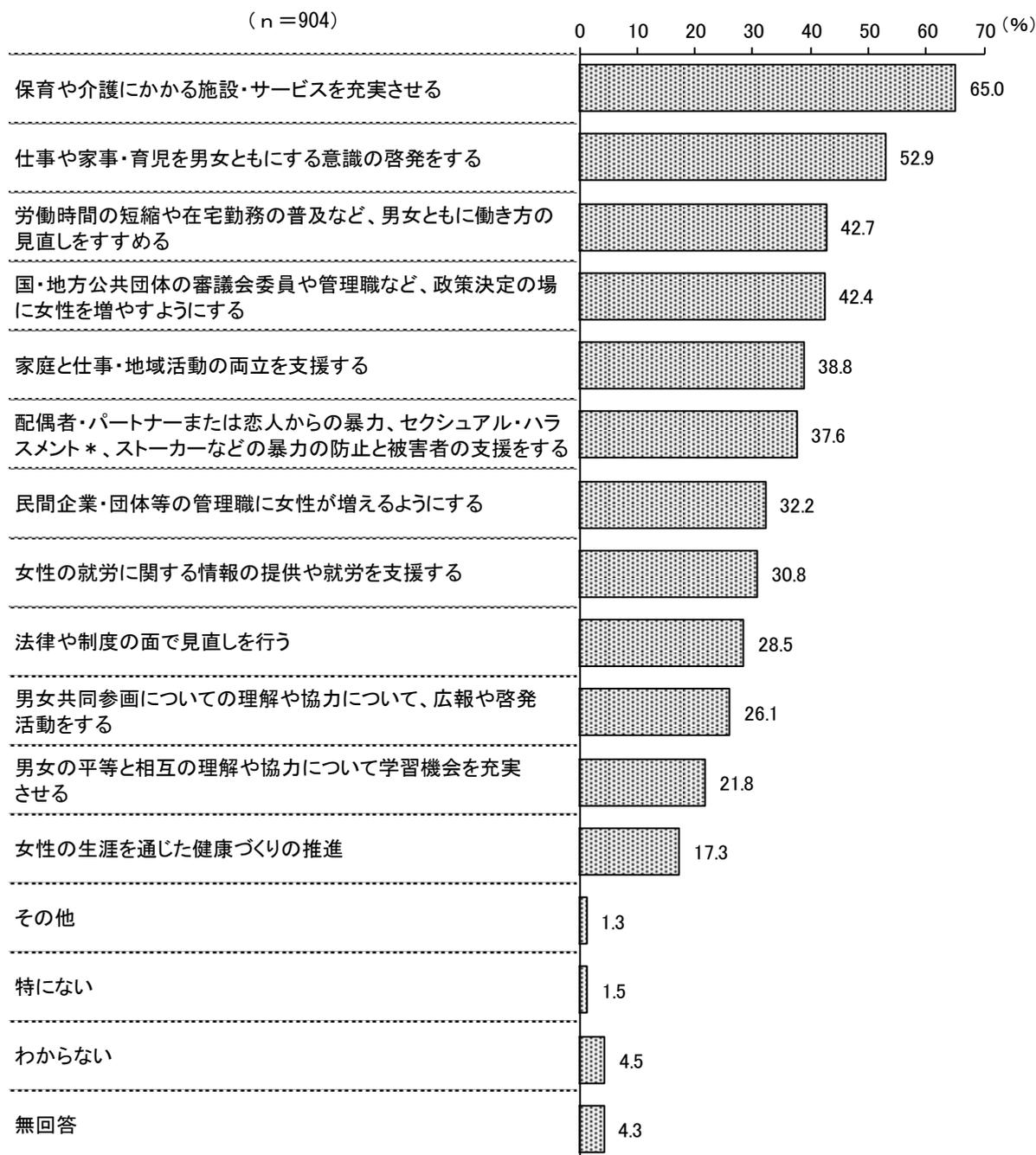
⑦性的少数者（マイノリティ）が生活しやすくなるために必要なこと

※⑥で「どちらかと言えば『そう思う』」「『そう思う』」と回答した方



「ありのままの姿、考え方を受け入れる」が66.2%と最も多く、次いで「行政が制度や環境の整備を図る」の48.7%が多くなっています。

## ⑧男女共同参画社会の実現のために必要な取り組みについて



「保育や介護にかかる施設・サービスを充実させる」が65%と最も多く、次いで「仕事や家事・育児を男女ともにする意識の啓発をする」が52.9%となっています。

### 3 男女共同参画プラン（第3次）の評価について

#### 基本目標1 男女共同参画社会を進める意識づくり

男女共同参画社会を進める意識づくりとして、男女共同参画講演会やセミナーの開催、市広報における男女共同参画ひろば「いっぽいっぽ」\*の掲載、学校における男女平等教育、各公民館における事業、人権意識の高揚のための事業など、様々な機会を捉えて啓発事業を実施し、多くの市民の方に男女共同参画に関心を持ってもらえるような取り組みを展開してきました。その結果、講演会、セミナーへの参加者数は増加し目標値を達成しています。

また、メディア・リテラシー\*については、専門の講師を招き、男女共同参画セミナーとして開催するとともに、市広報などで取り上げ市民の関心を高める取り組みを行うことができました。

今後の課題として、市で行っている市民意識調査の全 34 施策の中で、「男女共同参画の社会づくり」の満足度が 26 位、重要度が 34 位となっており、満足度及び重要度を上げていく必要があります。

| 指 標                                   | 策定当初<br>(平成25年度)  | 目標値<br>(令和2年度) | 実績値<br>(令和元年度) |
|---------------------------------------|-------------------|----------------|----------------|
| 講演会・セミナー等参加者数累計                       | 148名              | 250名           | 258名           |
| 市民意識調査における「男女共同参画の社会づくり」への取り組みに対する満足度 | 23.6%<br>(平成24年度) | 増加             | 40.7%          |
| 市民意識調査における「男女共同参画の社会づくり」への取り組みに対する重要度 | 63.6%<br>(平成24年度) | 増加             | 70.7%          |
| メディア・リテラシーに関する啓発                      | 1回                | 1回以上           | 1回             |

## 基本目標2 あらゆる分野への男女共同参画の実現

あらゆる分野への男女共同参画の実現に向けて、女性の政策・意思決定過程への参画促進や国際交流、国際理解への推進に向けた取り組みを行ってきました。

審議会等の委員における女性の割合については、国が30%、県では40%を目標に掲げており、本市においても目標値40%を目指し取り組んできましたが、結果的に年々微増はしているものの、目標値には達していません。引き続き、審議会等、政策・意思決定過程への女性の参画を進めていく必要があります。併せて女性委員のいない審議会について、積極的な登用を推進していきます。

また、市役所の管理職について、平成27年に行った見直しの際、管理職のカウントを課長職から副課長職以上に変更しました。目標値までには至っていませんが、この5年のうちに大きく数値を上げています。

| 指 標                     | 策定当初<br>(平成25年度)     | 目標値<br>(令和2年度) | 実績値<br>(令和元年度)       |
|-------------------------|----------------------|----------------|----------------------|
| 人材バンクにおける女性登録者の割合       | 58.8%<br>(96名/163名)  | 50%<br>維持      | 51.7%<br>(105名/203名) |
| 各種審議会等における女性委員の割合       | 27.0%                | 40%            | 31.8%<br>(176名/554名) |
| 女性委員が含まれる審議会の割合         | 85.3%<br>(29/34審議会)  | 100%           | 95.6%<br>(43/45審議会)  |
| 市役所の管理職（副課長級以上）の女性職員の割合 | 15.9%<br>(H27.4.1現在) | 20%            | 19.5%                |

### 基本目標3 男女の自立を可能にする環境づくり

男女がともに自立した生活を可能にする環境づくりとして、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）＊の実現に向けた取り組みや、男女が互いの生と性を理解、尊重し生涯にわたり健康な生活を営むことができる取り組みを展開してきました。

女性の就業支援については、両立しやすい働き方を実現するためにキャリアアップをテーマとした女性向けの講座を開催し、女性の多様な働き方への支援を実施しました。

子育て支援については、子育てへの男性の積極的な参画を促すとともに、地域で子育てをしていくための事業や育児相談等の支援事業に取り組みました。その結果、本市の男性職員の育児休業取得率や保育事業実施施設数などは、目標値に達しています。

保育については、保育施設の拡充に努めるとともに、延長保育や病児・病後児保育事業を実施し、働く男女を支援してきました。

また、女性に対する暴力のないまちづくりとして、配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画を策定し、女性に対するあらゆる暴力の根絶のための啓発や被害者の支援等を積極的に実施しています。

近年では、DV 被害者の相談内容が複雑化し、様々な問題を抱えているケースが多くなっており、相談窓口の充実と被害者支援のネットワーク構築が重要となっていることから、庁内各課が連携して適切な保護・支援に努めています。また、女性が抱える悩みや問題に対応するための女性相談を実施するなど、相談体制の充実を図っています。

女性のがん検診受診率については、働く女性の増加に伴い、職場で受診するケースも増えてきたことから、市の受診者割合としては減少しています。

町会長における女性の割合については、地域の実情によりますが、まだまだ男性が主体となっており、目標値には至っていない状況です。

| 指 標                 | 策定当初<br>(平成25年度) | 目標値<br>(令和2年度)   | 実績値<br>(令和元年度)    |
|---------------------|------------------|------------------|-------------------|
| 本市の男性職員の育児休業取得率     | 0%<br>(平成26年度)   | 10.0%            | 40.0%             |
| 通常保育事業実施施設数（目標事業量）  | 15か所<br>(1,345人) | 25か所<br>(1,955人) | 33か所<br>(2,173人)  |
| ファミリーサポートセンターの会員合計数 | 921人             | 1,100人           | 1,329人            |
| 乳がん・子宮がん検診受診率       | 18.5%<br>(乳がん)   | 25.0%<br>(乳がん)   | 10.7%<br>(乳がん)    |
|                     | 17.9%<br>(子宮がん)  | 25.0%<br>(子宮がん)  | 8.7%<br>(子宮がん)    |
| 女性に対する暴力防止に関する啓発    | 1回               | 1回以上             | 1回                |
| 町会長における女性の割合        | 3.6%<br>(2名/55名) | 5.0%             | 3.64%<br>(2名/55名) |

## **第3章**

**基本目標 主要課題 施策の方向  
具体的な取り組み**

## 基本目標・主要課題・施策の方向（体系図）

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会を進める意識づくり

#### 【主要課題1】 男女共同参画のための意識改革

|                        |
|------------------------|
| 施策の方向（1）男女共同参画のための意識啓発 |
|------------------------|

|                               |
|-------------------------------|
| 施策の方向（2）男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進 |
|-------------------------------|

### 基本目標Ⅱ 男女の人権を尊重したまちづくり

#### 【主要課題1】 一人ひとりの人権が尊重された地域社会

|                          |
|--------------------------|
| 施策の方向（1）ハラスメントを許さない意識づくり |
|--------------------------|

|                               |
|-------------------------------|
| 施策の方向（2）ハラスメントに関する相談ができる体制づくり |
|-------------------------------|

#### 【主要課題2】 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

|                                |
|--------------------------------|
| 施策の方向（1）男女が互いの性を理解、尊重するための意識啓発 |
|--------------------------------|

|                        |
|------------------------|
| 施策の方向（2）生涯にわたる健康づくりの支援 |
|------------------------|

#### 【主要課題3】 多様な性・多様な生き方を認める意識の醸成

|                    |
|--------------------|
| 施策の方向（1）多様な性への理解促進 |
|--------------------|

|                             |
|-----------------------------|
| 施策の方向（2）多様な性に関する相談ができる体制づくり |
|-----------------------------|

### 基本目標Ⅲ 配偶者・パートナー等からの暴力のないまちづくり

#### 【富士見市DV防止基本計画】

#### 【主要課題1】 暴力根絶のための意識啓発

|                                    |
|------------------------------------|
| 施策の方向（1）配偶者・パートナー等からの暴力の防止に向けた意識啓発 |
|------------------------------------|

|                 |
|-----------------|
| 施策の方向（2）支援体制の充実 |
|-----------------|

### 基本目標Ⅳ あらゆる分野に男女が共同参画できる環境づくり

#### 【富士見市女性活躍推進計画】

#### 【主要課題1】 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

|                       |
|-----------------------|
| 施策の方向（1）審議会等への女性の参画拡大 |
|-----------------------|

|                          |
|--------------------------|
| 施策の方向（2）女性の参画促進に向けた人材の育成 |
|--------------------------|

#### 【主要課題2】 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

|                          |
|--------------------------|
| 施策の方向（1）男女がともに働きやすい環境づくり |
|--------------------------|

|                        |
|------------------------|
| 施策の方向（2）仕事と子育て・介護の両立支援 |
|------------------------|

### 基本目標Ⅴ 地域における男女共同参画のまちづくり

#### 【主要課題1】 市民との協働による男女共同参画の推進

|                              |
|------------------------------|
| 施策の方向（1）男女共同参画の視点に立った地域活動の推進 |
|------------------------------|

|                              |
|------------------------------|
| 施策の方向（2）男女共同参画の視点に立った防災体制の充実 |
|------------------------------|

## 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会を進める意識づくり

### 【主要課題1】男女共同参画のための意識改革

令和元年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査において「社会全体での男女の平等感」を聞いたところ、「平等である」との回答が8.4%にとどまり、「男性が優遇されている」との回答が43.8%に対し、「女性が優遇されている」は3.7%となっており、男女間に不平等があると感じている割合が高い結果となりました。

また、同調査で「男は仕事、女は家庭」という考え方については、「同感する」との回答が9.2%に対し、「同感しない」との回答が53.3%という結果でした。意識の改革は進んでいる面もある一方、女性の約70%が就業している中、結婚や出産によって、希望しても仕事を続けられない現状や、出産や育児に関わりたい男性が、希望しても育児休業を取れない現状があります。

人口減少、少子高齢化、経済の急速なグローバル化の進展などに的確に対応し、持続可能な社会を目指すためには、多様性を尊重し、固定的な性別役割分担意識（※1）の解消と、男女がともに職業生活と家庭・地域生活との両立ができるような意識の醸成と社会システムの確立が必要です。

#### ※1 固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」といった言葉は、固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

## 施策の方向（１）男女共同参画のための意識啓発

性別にかかわらず、一人ひとりの人権が尊重され、個性と能力を活かし、すべての人が活躍でき、多様な生き方を認め合う社会を目指すため、男女平等・男女共同参画意識のさらなる啓発を図り、固定的な性別役割分担意識の解消に取り組みます。

| 基本的施策                  | No.     | 具体的な取り組み   | 担当課                                |
|------------------------|---------|--|------------------------------------|
| 男女共同参画の視点に立った人権尊重意識の啓発 | 1       | 男女共同参画の視点に立った人権教育・啓発を行います。   | 交流センター<br>人権・市民相談課<br>生涯学習課<br>公民館 |
| 男女共同参画推進のための意識啓発       | 2<br>指標 | 固定的な性別役割分担意識の解消や、男女共同参画への関心を高めるための講演会やセミナー、研修機会等を提供します。  | 人権・市民相談課                           |
|                        | 3       | 市広報やホームページ等、あらゆる媒体を活用し、男女共同参画に関する情報の提供や、「富士見市男女共同参画推進条例」、「富士見市男女共同参画プラン（第4次）」等、関連する法律や条例、制度についての周知を行います。 | 人権・市民相談課                           |
|                        | 4       | 男女共同参画の関連図書を充実します。男女共同参画週間等に、定期的にテーマ展示を行います。   | 人権・市民相談課<br>中央図書館<br>(生涯学習課)       |
| 男女共同参画の視点に立った表現の浸透     | 5<br>指標 | 男女共同参画の視点から、メディア等の発信する情報を主体的に読み解く力（メディア・リテラシー）（※2）を養えるよう啓発を行います。   | 人権・市民相談課<br>学校教育課                  |
| 情報の発信における表現の配慮         | 6       | 市が情報発信をする際に、男女共同参画の視点に配慮します（イラストカット及び表現等）。   | 全課<br>人権・市民相談課                     |
| 男女共同参画の意識に関する調査・研究     | 7<br>指標 | 男女共同参画に関する意識調査を実施し、達成度の検証を行い、「富士見市男女共同参画プラン（第4次）」の推進に反映させます。   | 人権・市民相談課                           |

### ※2 メディア・リテラシー

①メディアの情報を主体的に読み解く能力、②メディアにアクセスし、活用する能力、③メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことです。メディアにおいては、女性の性的側面のみが強調されることや、固定的な性別役割分担意識を伝達するなどの問題が見受けられており、メディア・リテラシーの役割は大きいとされています。

## 施策の方向（２）男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

幼少期から男女平等・男女共同参画意識を形成するための教育を行うとともに、児童生徒の価値観の醸成に影響を与える教職員への研修機会や情報の提供を行います。

また、国際的な視野で男女共同参画社会を認識し、多様な文化や価値観に触れることができるよう、多文化共生の取り組みを行います。

| 基本的施策                     | No. | 具体的な取り組み  | 担当課                                |
|---------------------------|-----|---|------------------------------------|
| 学校等での男女平等教育への取り組み         | 8   | 学校で使用する児童生徒の諸表簿等の関係書類や男女混合名簿について、男女平等意識の形成の視点から継続します。                               | 学校教育課                              |
|                           | 9   | 学校生活を通して、児童生徒の人権への意識を育むことで、児童生徒が性別による偏見を持ったり、差別をしたりすることがないように指導します。                 | 学校教育課                              |
|                           | 10  | 児童生徒に対し、性別による固定的な役割分担意識に捉われず、適切な教育が行えるよう、教職員への研修機会の充実を図ります。                         | 学校教育課                              |
|                           | 11  | “はつらつ社会体験事業”等を通して、性別に関係なく、主体的に進路を選択する力を身につけることができるよう、個性を生かした生活指導・進路指導を行います。         | 学校教育課                              |
| 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進      | 12  | あらゆる世代に対し男女の人権・男女共同参画の視点に配慮した事業を企画します。また、保育の完備や開催時間・曜日の工夫など、誰もが参加しやすい事業の企画・運営に努めます。 | 人権・市民相談課<br>交流センター<br>生涯学習課<br>公民館 |
| 男女共同参画の視点に立った国際交流と国際理解の推進 | 13  | 多文化共生を理解するための講座の開催や国際理解の授業など、国際的な視野を持てるための教育・学習機会の充実に努めます。                          | 人権・市民相談課<br>生涯学習課<br>学校教育課         |
|                           | 14  | 富士見市国際友好協会やNPO団体、市民団体等と協力して国際交流フォーラム等を開催し、市内や近隣に在住する外国籍市民との交流を図ります。                 | 人権・市民相談課<br>生涯学習課                  |

|                          |    |   |          |
|--------------------------|----|---|----------|
| 外国籍市民が安心して暮らせるための支援体制の充実 | 15 | 日本語指導員を派遣し、外国籍児童生徒への日本語教育支援を行い、生活面・学習面等での児童生徒の不自由さの解消を図ります。 | 学校教育課    |
|                          | 16 | 地域の NPO 団体と協力し、市ホームページへの多言語による生活ガイドの掲載や外国籍市民生活相談の充実に努めます。   | 人権・市民相談課 |
| 情報の収集と提供                 | 17 | 男女共同参画に関する国際会議、諸外国情報等を積極的に収集し、市民へ提供します。                     | 人権・市民相談課 |

## 世界的にみて、日本の男女平等は遅れている

### ジェンダー・ギャップ指数 日本の順位

世界経済フォーラムが毎年公表している、各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数（経済、政治、教育、健康の4つの分野のデータから作成）によると、2019年の日本の順位は、153か国中121位（前年は149か国中110位）でした。

### 上位国及び主な国の順位

| 順位  | 国名       |
|-----|----------|
| 1   | アイスランド   |
| 2   | ノルウェー    |
| 3   | フィンランド   |
| 4   | ニカラグア    |
| 5   | ニュージーランド |
| 53  | 米国       |
| 81  | ロシア      |
| 106 | 中国       |
| 108 | 韓国       |
| 109 | アラブ首長国連邦 |
| 121 | 日本       |
| 122 | クウェート    |

日本は、特に政治分野への女性の参画が遅れており、例えば国会議員（衆議院議員）に占める女性の割合は約10%で、世界最低水準となっています。

### 分野ごとの順位（日本）

| 分野 | 順位   | 前年の順位 |
|----|------|-------|
| 経済 | 115位 | 117位  |
| 政治 | 144位 | 125位  |
| 教育 | 91位  | 65位   |
| 健康 | 40位  | 41位   |

## 市民の声

「学校教育の間は男女で差はないと思っていましたが、社会に出て、出産や育児の場で男女の立場があまりにも違うことを実感しました。」

「子どもの幼稚園で、男の子、女の子で分けられることに違和感があり、小さいうちから女の子はこうあるべき、男の子はこうあるべきといったことを言っていて驚いた。」

（令和元年富士見市男女共同参画に関する市民意識調査より）

## 基本目標Ⅱ 男女の人権を尊重したまちづくり

### 【主要課題1】一人ひとりの人権が尊重された地域社会

男女共同参画社会の実現とは、国籍や性別などにかかわらず、互いの人権を尊重し合い、一人ひとりが責任を持ってその人らしく生きていくことができる社会を目指すものです。

しかしながら、家庭においてはDV（ドメスティック・バイオレンス）（※3）、社会においてはセクシュアル・ハラスメント（※4）やパワー・ハラスメント（※5）など、地位や人間関係の優位性を背景に精神的・身体的苦痛を与えるなどの様々なハラスメントが存在しており、男女共同参画の推進を阻害する要因となっています。

家庭、学校、職場、地域等のあらゆる場において、ハラスメントを許さず、一人ひとりの人権及び多様性を尊重することが重要です。

#### ※3 ドメスティック・バイオレンス

配偶者や恋人など、親密な関係にある、またはあったパートナーから受ける暴力の総称。殴る・蹴るといった身体的な暴力、言葉による精神的な暴力、性的な暴力、経済的暴力など、様々な形で存在します。親密な間柄であっても、こうした行為は相手の人権を侵害する重大な問題です。

#### ※4 セクシュアル・ハラスメント

性的な嫌がらせのことで、相手の意に反した性的な言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさを流すことなどがあげられます。

#### ※5 パワー・ハラスメント

職場における権力（パワー）を背景に、業務上の適正な範囲を超えた業務の負荷をかけたり、業務を与えないなどの嫌がらせをすること。また、それによって部下の人格や権限を著しく傷つけることを言います。

## 施策の方向（１） ハラスメントを許さない意識づくり

家庭、学校、職場、地域等のあらゆる場における様々なハラスメントについて、すべての人が被害者にも加害者にもならないよう、啓発を行います。

| 基本的施策              | No. | 具体的な取り組み   | 担当課              |
|--------------------|-----|--|------------------|
| 各種ハラスメント防止のための意識啓発 | 18  | セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント（※6）などを防止するため、市広報やホームページ等を活用した啓発活動や情報提供を行います。                               | 人権・市民相談課         |
| 法や制度の周知            | 19  | 職場におけるハラスメント防止対策の強化が義務付けられたことから、市内事業主に対して「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」（※7）及び「改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）（※8）」などの法律についての周知、啓発を行います。 | 産業振興課            |
|                    | 20  | 高齢者・障がい者への虐待について、各法律の周知や被害防止のための啓発を行います。   | 高齢者福祉課<br>障がい福祉課 |
|                    | 21  | 埼玉県青少年健全育成条例や富士見市いじめ防止条例についての周知を行います。  | 子育て支援課           |

### ※6 妊娠・出産等に関するハラスメント

職場において、妊娠・出産・育児休業・介護休業等の申出・取得を理由として、上司・同僚から嫌がらせや不利益な扱いを受けることなどを言います。

### ※7 育児・介護休業法

仕事をしながら育児や介護を担う労働者が、円滑に仕事と生活を両立できるよう配慮し、働き続けられるよう支援する制度です。労働時間を柔軟にしたり、休暇を取りやすくしたりする具体的な制度が盛り込まれています。労働者の申し出に対する事業主の対応義務も規定に含まれています。

### ※8 改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）

職場におけるパワー・ハラスメントを防止するため、事業主に防止措置を講じることが義務づけられました。併せて、事業主に相談したこと等を理由とする不利益な取り扱いも禁止されています。

## 施策の方向（２） ハラスメントに関する相談ができる体制づくり

ハラスメントに関する様々な悩みを一人で抱え込まないように、相談窓口の周知と相談できる体制づくりに努めます。

| 基本的施策   | No. | 具体的な取り組み  | 担当課  |
|---------|-----|---|--|
| 相談体制の充実 | 22  | 家庭、学校、職場や地域等、あらゆる場における様々な嫌がらせやいじめの悩み事に対し、個々に応じた適切な相談窓口へつなぎます。 | 職員課<br>人権・市民相談課<br>産業振興課<br>学校教育課<br>教育相談室 |
|         | 23  | 高齢者・障がい者・児童への虐待についての相談を受け、個々の状況に応じた支援を行います。                   | 高齢者福祉課<br>障がい福祉課                           |
|         | 24  | 専門カウンセラーによる女性相談を定期的を実施し、女性が抱える様々な悩み事に対応します。                   | 人権・市民相談課                                   |

## 【主要課題２】生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

女性は妊娠・出産をする可能性があることから、ライフステージにおける心身の変化への支援が必要です。そのため、男女が互いの身体的違いを理解し合い、一人ひとりが相手に対する思いやりと責任を持つことは、男女共同参画社会形成への前提となるものです。

女性が生涯にわたって身体的、精神的、社会的に良好な状態であることを目指す「リプロダクティブ・ヘルス」（性と生殖に関する健康）と、子どもを産む、産まない、また、いつ産むかなどを女性自身が決めるための「リプロダクティブ・ライツ」（性と生殖に関する権利）（※9）の視点は、女性の重要な権利の一つであり、パートナーと対等な立場で考えることが重要です。

また、男女がともに正しい知識を持つことで、望まない妊娠や性感染症を防ぎ、健康な生活を営むことができるようになります。そのためには、若い世代への早期からの情報提供や、啓発の取り組みが必要とされています。

※9 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

1994年にエジプトのカイロで開かれた国際人口開発会議にて提唱された概念。

## 施策の方向（１） 男女が互いの性を理解、尊重するための意識啓発

男女が互いの身体的違いを理解し合い、生命の尊厳や性に関する知識を身につけ、一人ひとりが自覚と責任を持って行動できるよう、性と生殖に関する健康と権利についての学習機会の提供や啓発を進めます。

| 基本的施策                           | No. | 具体的な取り組み   | 担当課               |
|---------------------------------|-----|--|-------------------|
| 生と性に関する正しい認識と理解についての教育・学習の機会の充実 | 25  | 男女平等及びリプロダクティブヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の理念に基づき、児童生徒の発達段階に合わせた男女の性に関する教育の充実に取り組みます。また、正しい知識と認識を深め、お互いの人権を大切にシ合えるよう、「体育（保健体育）」、「家庭（技術・家庭）」、「特別な教科 道徳」及び「総合的な学習の時間」、「特別活動」などを通じて指導します。 | 学校教育課             |
|                                 | 26  | 小・中学校において、関係機関で作成される、性とジェンダー（※10）に関する資料の活用を図るとともに、性的マイノリティを含む多様な性への理解のための情報提供を行います。  | 人権・市民相談課<br>学校教育課 |
|                                 | 27  | 児童生徒及び市民の健全な心身の発達のため、薬物の害及びエイズや性感染症についての知識を普及し、その予防に取り組みます。  | 子育て支援課<br>学校教育課   |
|                                 | 28  | 生活環境の保全のための啓発を行い、環境汚染による健康被害の未然防止に取り組みます。  | 環境課               |
|                                 | 29  | リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の理念の浸透を図るための学習機会や情報の提供を行います。  | 人権・市民相談課          |
|                                 | 30  | 両親学級を通して、男女が互いの性を理解し、健康な妊娠生活の継続と男女共同参画による子育てを推進します。  | 健康増進センター          |
|                                 | 31  | 子どもに対する性犯罪の防止に役立つ取り組みとして、富士見市青少年育成市民会議や、富士見市青少年育成推進員とともに110番三角旗の設置や地域のパトロールを行います。  | 子育て支援課            |
| 生と性に関する正しい認識と理解についての教育・学習の機会の充実 | 32  | インターネットやスマートフォンを利用した性犯罪、人権侵害行為等を防ぐため、メディアの情報についての正しい判断能力を身につけられるよう、児童生徒及び保護者に向けて啓発を行います。   | 学校教育課             |

※10 ジェンダー

社会的・文化的に形成された性別のこと。生まれつきの生物学的性別（セックス）に対して、社会通念や習慣の中で、社会によって作り上げられた男性、女性の別を指します。

## 施策の方向（２） 生涯にわたる健康づくりの支援

男女がともに責任を担い、生きがいを持って主体的に行動することができるよう、性差や年代に応じた各種健診・相談体制の充実を図り、生涯を通じて健康に暮らせる環境の整備を進めます。

| 基本的施策            | No.      | 具体的な取組  | 担当課                     |
|------------------|----------|---|-------------------------|
| からだところに関する相談等の充実 | 33       | 年代や性差に応じた健康に関する相談窓口の充実に努めます。  | 健康増進センター                |
|                  | 34<br>再掲 | 専門カウンセラーによる女性相談を定期的実施し、女性が抱える様々な悩み事に対応します。  | 人権・市民相談課                |
| 妊娠・出産・育児に関する健康支援 | 35       | 妊産婦の健康づくりに対する取り組みの充実に努めます。  | 子ども未来応援センター<br>健康増進センター |
|                  | 36       | 妊娠・出産に関する経済的負担を軽減するため、妊婦健康診査の費用の一部を助成します。   | 健康増進センター                |
|                  | 37       | 妊娠・出産に関する精神的・経済的不安に対処できる相談・支援体制の充実に努めます   | 子ども未来応援センター<br>健康増進センター |
| 生涯を通じた健康づくりの支援   | 38       | 一人ひとりがライフステージに応じて主体的・継続的に健康を維持できるよう、生活習慣病等疾病の予防や介護予防のための学習の機会を提供し、各種健（検）診制度の充実と受診率向上を目指した普及啓発に取り組みます。 | 健康増進センター                |
|                  | 39       | 男女の心身の健康・生きがいづくりの一環として、地域でのスポーツ行事や講座等を開催します。  | 生涯学習課                   |

### 【主要課題3】多様な性・多様な生き方を認める意識の醸成

誰もがありのままに自分らしく生きることを目指す男女共同参画社会において、性的マイノリティ（LGBT等）（※11）は、多様な性についての周囲の理解が十分でないことから、生活上の困難に直面することがあります。また、性的マイノリティに限らず、性のあり方は人の数だけあり、「性的指向・性自認」（SOGI＝ソジ）（※12）は一人ひとり異なるという概念で、近年知られるようになってきました。

本市においても、多様な性についての理解を促進するため、市広報・ホームページ等への情報提供や、男女共同参画セミナーの開催、市職員研修等を行ってきました。男女共同参画に関する市民意識調査（令和元年）でも、性的マイノリティについて「言葉も意味も知っている」と回答した人が70%を超えるなど、職場や学校、地域において認識されるようになってきました。また、「性的マイノリティの人々にとって生活しづらい社会だと思うか」の問いに「思う」と回答した人は60%を超え、その理由については、「偏見、差別」が約75%、「カミングアウトしづらい雰囲気がある」の回答が約70%（複数回答）でした。

多様な性への理解を促進し、誰もが自分らしく生きることができるよう、偏見や差別のない社会づくりが必要です。

#### ※11 性的マイノリティ（LGBT等）

「性的マイノリティ」は同性愛者や性別に違和感を覚える人などの総称で、「LGBT」も含まれます。「LGBT」とは、L=Lesbian（レズビアン）、G=Gay（ゲイ）、B=Bisexual（バイセクシュアル）、T=Transgender（トランスジェンダー）などの頭文字の略です。また、LGBTに加えてQ=Questioning/ Queer（クエスチョニング/クィア）など、性のあり方は多様です。

#### ※12 SOGI（ソジ）

性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）の頭文字をとった言葉。性的指向とは、どのような性別の人を好きになるか、性自認とは自分の性をどのように認識しているかということです。「LGBT」は人を指していますが、「SOGI」は人の属性を指しており、性的マイノリティのみを表現する言葉ではなく、すべての人が対象となります。

## 施策の方向（１） 多様な性への理解促進

性は多様であることや、性的マイノリティが抱える問題を理解し、偏見や差別をなくし、誰もが個性と能力を發揮できるよう、啓発と環境整備を進めます。

| 基本的施策          | No. | 具体的な取り組み   | 担当課                      |
|----------------|-----|--|--------------------------|
| 性の多様性についての意識啓発 | 40  | 性別に起因する偏見や固定観念等により、困難な立場に置かれている性的マイノリティに関する理解促進のための啓発を行います。（市広報等での周知、市民向けの講座、国や県の小・中学校教職員研修、人権講演会、男女共同参画職員研修等） | 職員課<br>人権・市民相談課<br>学校教育課 |
| 環境の整備          | 41  | 性的マイノリティや子育て家庭、高齢者、障がい者を含め、すべての人が安心して使えるよう、男女別トイレの他に誰でも使える「多目的トイレ」の整備に努めます。                                    | 管財課<br>教育政策課<br>各施設担当課   |
|                | 42  | 性別を特定する必要がない市の手続きやアンケート等において、性的マイノリティの心理的負担の軽減に配慮します。  | 全課<br>人権・市民相談課           |

## 施策の方向（２） 多様な性に関する相談ができる体制づくり

性的指向・性自認などに関する様々な悩みについて、性的マイノリティ及びその家族が安心して相談できるよう、相談体制を整備します。

| 基本的施策   | No. | 具体的な取り組み  | 担当課                        |
|---------|-----|---|----------------------------|
| 相談体制の充実 | 43  | 性的マイノリティ及びその家族の相談について、個々に応じた適切な相談窓口につなげます。また、研修の受講等により、対応する職員及び相談員の理解を深め、安心して相談できる体制づくりに努めます。 | 人権・市民相談課<br>学校教育課<br>教育相談室 |

## 基本目標Ⅲ 配偶者・パートナー等からの暴力のないまちづくり

※配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画（富士見市DV防止基本計画）

### 【主要課題1】暴力根絶のための意識啓発

暴力は人権侵害であり、性別や間柄を問わず、決して許されるものではありません。配偶者・パートナー等からの暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）の根絶は、社会全体で取り組み克服すべき重大な課題です。近年、男性へのDVも増えてきていますが、被害者の多くは女性です。その背景には、男女の社会的地位や経済力の格差からくる優位性など、社会構造の問題があると考えられています。また、子どもの目の前で行われるDV（面前DV）は、児童虐待にあたり、大きな問題となっています。

近年では、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などのコミュニケーションツールの広がりに伴い、これらを利用した交際相手（及び元交際相手）からの暴力、ストーカー行為、リベンジポルノ（※13）、性犯罪等、多様化する犯罪に対しいち早く対応していくことが求められています。

男女共同参画に関する市民意識調査（令和元年）では、配偶者・パートナー等に対する「殴る、傷つける」などの行為は「暴力にあたる」と認識する割合が男女とも高くなっていますが、「どなる」「交友関係やメール、SNS、電話等を監視する」（精神的）や「生活費を渡さない」（経済的）といった行為は見えづらく、暴力と認識する割合が低くなっています。精神的・経済的な暴力等についてもDVであるという認識が広がるよう、周知・啓発を行っていく必要があります。

また、配偶者・パートナー等から暴力を受けた経験については、8.7%の人が「ある」と回答し、そのうち、誰か（どこか）に相談したかどうかについては、46.8%の人が相談したものの、半数以上の方は相談しなかったと回答しています。被害の潜在化を防ぎ、相談したい人がためらわずに相談できるよう、相談窓口の周知に一層取り組む必要があります。

#### ※13 リベンジポルノ

リベンジとは復讐や仕返しのこと。別れた交際相手への仕返しや嫌がらせのために、交際中に撮影した裸の写真などをインターネット上に拡散させる行為などを言います。平成26年に、このような行為を規制して罰則を定めた「リベンジポルノ防止法」が制定されました。

## 施策の方向（１） 配偶者・パートナー等からの暴力の防止に向けた意識啓発

配偶者・パートナー等からの暴力に対する相談窓口の周知を行うとともに、たとえ親密な間柄であっても、暴力は人権侵害であるという意識の啓発に取り組みます。

| 基本的施策                          | No.      | 具体的な取り組み   | 担当課                        |
|--------------------------------|----------|--|----------------------------|
| 配偶者・パートナー等からの暴力防止のための意識啓発と環境整備 | 44<br>指標 | 配偶者・パートナー等からのあらゆる暴力（DV、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、デートDV（※14）、リベンジポルノ等）の根絶を目指し、講演会・市広報・ホームページ等を活用し、啓発を行います。                  | 人権・市民相談課<br>生涯学習課<br>学校教育課 |
| 性犯罪等の防止                        | 45       | 女性や高齢者の被害が多いひったくりや痴漢等の犯罪防止対策として、東入間警察署と連携し、リーフレットの配布・講習会の開催を通し啓発に努めます。また市民協働による地域防犯パトロールへの支援や、犯罪を未然に防ぐための取り組みを推進します。 | 安心安全課                      |
|                                | 46       | 夜間における女性の性犯罪の被害を防止するため、防犯灯の設置と適切な維持管理に努め、安心・安全なまちづくりを推進します。  | 道路治水課                      |

### ※14 デートDV

恋人間で暴力により相手を思いどおりにすること。暴力を振るわれていても、「怒らない時は優しいから」「嫌われたくないから」「離れたいなんて怖くて言えない」として我慢してしまうケースがあります。

## 施策の方向（２） 支援体制の充実

DV 被害者への対応は、「富士見市配偶者暴力相談支援センター」を中心として、関係機関と連携し、保護や支援を行います。

| 基本的施策      | No. | 具体的な取り組み   | 担当課  |
|------------|-----|--|--|
| DV 被害者への支援 | 47  | 「富士見市配偶者暴力相談支援センター」を中心に、DVに関する法律や相談窓口等、被害者の保護及び自立支援に関する情報提供を行います。  | 人権・市民相談課   |
|            | 48  | DV被害者の安全確保と迅速な対応を徹底します。また、関係各課で構成されている「配偶者暴力被害者支援庁内連絡会議」等により、庁内の連携強化を図ります。また、被害者の自立支援に加え、児童虐待や高齢者虐待に対する支援体制の強化及び各課との連携を図ります。 | 総務課<br>情報システム課<br>市民課<br>保険年金課<br>税務課<br>収税課<br>人権・市民相談課<br>子育て支援課<br>子ども未来応援センター<br>保育課<br>福祉課<br>障がい福祉課<br>高齢者福祉課<br>健康増進センター<br>建築指導課<br>水道課<br>学校教育課 |
|            | 49  | 女性相談・DV相談等、生活面及び精神面での相談体制の充実を図り、被害者の状況に応じた支援を行います。   | 人権・市民相談課   |

## 基本目標Ⅳ あらゆる分野に男女が共同参画できる環境づくり

※女性の職業生活における活躍の推進に関する計画（富士見市女性活躍推進計画）

### 【主要課題1】政策・方針決定過程への女性の参画拡大

人口の約半分は女性であり、労働力人口（全国）は40%を超える中、様々な分野で女性も社会的活動を担っていますが、政策・方針決定の場への女性の参画は十分に進んでいるとは言えません。平成30年に女性の参画を促進する「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が成立しましたが、例えば国会議員（衆議院議員）に占める女性の割合は約10%で、世界でも最低水準となっています。また、富士見市議会議員の女性の割合については20%（令和元年）となっており、男性議員の割合が高くなっています。

政治・職場・地域社会などのあらゆる分野において、男女がともに責任を担い、多様な意見を政策等に反映させるためには、政策・方針決定過程に女性の参画を拡大するための取り組みを進めていくことが重要です。

#### 施策の方向（1） 審議会等への女性の参画拡大

本市の審議会等、市政に関わる機関の女性委員の割合は31.8%（令和元年）で、市の目標値の40%に届いていません（県の目標値40%、国の目標値30%）。

本市の管理職（副課長職以上）における女性の割合についても19.5%（令和元年）となっています。女性を積極的に登用することで、力を発揮する場を確保し、多様な意見により調和のとれた政策・方針等の立案及び決定がなされるための取り組みを進めます。

| 基本的施策           | No.      | 具体的な取り組み  | 担当課               |
|-----------------|----------|---|-------------------|
| 女性の参画を促進する基盤づくり | 50       | 各種審議会など、市政に関わる女性があらゆる政策・方針決定過程に積極的に参画できるよう、啓発を行います。           | 人権・市民相談課          |
| 市政への男女共同参画の推進   | 51<br>指標 | 各種審議会等市政に関わる機関の女性委員の割合40%を目指し、また男女比率が、一方の性が60%を超えない範囲を目標にします。 | 全課<br>協働推進課       |
|                 | 52<br>指標 | 女性職員の管理職への昇任意欲の向上と、より多くの女性職員を管理職にするための環境整備を進めます。              | 職員課               |
| 市内事業所における女性登用   | 53       | 男女労働者間に生じる格差解消のため、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）（※15）に関する啓発及び情報提供に努めます。 | 人権・市民相談課<br>産業振興課 |

※15 ポジティブ・アクション

様々な分野において、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものです。例えば国の審議会等委員への女性の登用のための目標設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進などです。平成30年5月施行の「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」は、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指す法律となっています。

**施策の方向（２） 女性の参画促進に向けた人材の育成**

あらゆる分野への女性の参画を促進するため、セミナーや研修等の学習機会の確保や情報提供などを行い、女性の人材育成を図ります。

| 基本的施策           | No.      | 具体的な取り組み  | 担当課                                |
|-----------------|----------|---|------------------------------------|
| 人材育成のための学習機会の提供 | 54       | 女性の活躍をテーマとしたセミナー・研修等の開催や、情報提供を行います。                           | 人権・市民相談課                           |
| 女性の活躍の場の提供      | 55<br>指標 | 「富士見市市民人材バンク」の有効活用等、市内で活躍する女性の経験を生かせる機会の提供や、活動の場などの情報提供を行います。 | 交流センター<br>人権・市民相談課<br>生涯学習課<br>公民館 |
| 情報収集の場の提供       | 56       | 市内公共施設の空スペース等に男女共同参画コーナーを設け、常時情報の提供を行います。                     | 人権・市民相談課                           |

## 【主要課題2】ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

女性の社会参画が進む中、平成9年以降、共働き世帯は専業主婦世帯の約2倍となっています。一方、家庭での役割を果たす男性の時間は増えてきているものの、諸外国と比べて極めて低い状態です。共働き世帯であっても女性が仕事をしながら家事や育児を一人で担う状況や、子育てと親の介護を同時に行う「ダブルケア」の問題も浮き彫りになってきています。この背景には、家事・育児・介護は女性が行うものという固定的な性別役割分担意識や、長時間勤務が当然で、有給休暇や育児・介護休業等が取れなくても仕方がないとされている男性中心の働き方を前提とする労働慣行があります。

女性の活躍が進むことは、女性だけでなく、男女がともに仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現につながるものであり、少子高齢化による労働力人口の減少等の諸問題の解決及び持続可能な社会に向けて、あらゆる分野における女性の活躍をなお一層推進していく必要があります。

男女共同参画に関する市民意識調査（令和元年）では、男女の役割分担について、「男女とも仕事をして、家事・育児もするのが良い」という意見が60%を超えたものの、実際は家事や育児等の家庭的責任の多くを女性が担っているという結果から、家庭を優先せざるを得ないという実情がうかがえます。また、妊娠や出産をした場合でも、女性の就労継続を理想とする意見は約70%に上りました。介護は夫婦世帯だけでなく単身者や親と同居する独身者、ひとり親世帯にも当てはまる問題ですが、平成28年度版高齢社会白書によると、介護を理由に離職するのは約80%が女性で、また、離職の際の就業継続意向の調査では、50%以上が仕事を「続けたかった」と回答しています。

すべての人に大切なワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）（※16）は、それぞれのライフステージによってそのバランスも変わっていきます。生涯を通じ、人々の生活基盤を形成する職業生活と家庭生活（育児・介護・趣味・地域活動等）を両立できるよう、支援の充実を図ることが必要です。

### ※16 ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のこと。一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域においても各ライフステージに応じて多様な生き方を選択、実現できることを言います。

## 施策の方向（１） 男女がともに働きやすい環境づくり

働き方の見直しなどにより、すべての人が自ら理想とするバランスで仕事と生活の両立ができ、また、働きながら出産や子育て、介護ができるよう、ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発及び育児・介護休業の制度の周知等、多様な働き方への支援を進めます。

| 基本的施策                    | No. | 具体的な取り組み   | 担当課                              |
|--------------------------|-----|--|----------------------------------|
| ワーク・ライフ・バランスへの理解促進及び意識啓発 | 57  | ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）への理解を深めるとともに、男女が家事や子育て・介護等を共に担う意識を啓発し、特に男性及び事業主等への学習機会を充実させます。また、男性向け子育てリーフレットを母子手帳交付時に併せて配布します。 | 人権・市民相談課<br>産業振興課<br>子ども未来応援センター |
| 妊産婦の健康管理の支援              | 58  | 安心して出産・子育てができるよう、母子健康手帳の交付、妊婦健康診査受診券の発行のほか、母性健康管理指導事項連絡カードの利用等を進めます。   | 子ども未来応援センター<br>健康増進センター          |
| 雇用の場における男女共同参画の促進        | 59  | 働く男女の育児・介護休業取得率が向上するよう、市民や事業主等に対して育児・介護休業法に関する啓発をし、制度活用の促進に努めます。   | 人権・市民相談課<br>産業振興課                |
|                          | 60  | 働く男女の有給休暇取得率が向上するよう市民や事業主等に対して啓発し、制度活用の促進に努めます。  | 人権・市民相談課<br>産業振興課                |
|                          | 61  | 男女の均等な雇用の機会、待遇の確保、女性労働者の能力の開発や向上のため、改正男女雇用機会均等法、家内労働法、パートタイム労働法、女性活躍推進法等の普及を図ります。                                      | 産業振興課                            |
|                          | 62  | 湯茶の提供や、簡易作業を女性だけに限定する等の男女の固定的な性別役割分担意識の是正と就労環境等の整備や改善について事業主等へ働きかけます。  | 産業振興課                            |
|                          | 63  | 仕事と子育て・介護の両立や、子育て支援に積極的に取り組み、県の認定を受けた企業を紹介します。   | 産業振興課<br>人権・市民相談課                |
| 多様な働き方の支援                | 64  | 女性の多様な働き方を支援するため、県女性キャリアセンター等を活用し、職業能力の開発や向上への支援及びフルタイム労働だけでなく在宅勤務や起業等の情報を積極的に収集・提供します。                                | 産業振興課                            |

|               |          |   |       |
|---------------|----------|---|-------|
| 多様な働き方の支援     | 65       | 内職相談事業を充実させます。また、定期的に事業所の開拓を行い、提供する内容を充実させます。また、近隣市町村等と連携し、内職事業者情報等の収集及び情報提供を行います。  | 産業振興課 |
|               | 66       | 農業を営む家族が、男女共同参画の意識をもって働けるよう、就労条件などについて、家族の話合いを基本とする家族経営協定（※17）の締結を促進し、農業等に従事する女性の地位向上を図ります。   | 産業振興課 |
| 事業者としての市の取り組み | 67       | 男女共同参画に関する全職員の意識向上を目指し、新たな課題や時代に即した研修の機会を提供します。   | 職員課   |
|               | 68       | 全職員のワーク・ライフ・バランス意識の向上を図るため、残業を縮減するための仕事の見直しや、育児・介護を担う職員への理解促進など、意識啓発と就業環境の整備を進めます。  | 職員課   |
|               | 69<br>指標 | 市内企業のモデルとして、「富士見市特定事業主行動計画」に基づき、意識啓発、環境整備を行い、介護休暇及び育児休業等取得率の向上に努めます。特に、男性職員の育児休業等の取得を促進するため、情報提供や管理職等の意識向上に努めるとともに、仕事の分担の見直し等を適宜行います。 | 職員課   |
|               | 70       | 育児休業中の職員が所属する部署に対して、必要に応じて職員の配置を検討します。  | 職員課   |
|               | 71       | 男女がともに自己のキャリア形成に関して早期の段階から意識を高く持てるよう、研修等の実施や、幅広く職務経験を積むことのできる人事配置を実施し、職員の資質向上に努めます。   | 職員課   |
|               | 72       | 性別にとらわれることのない職員配置や業務分担に配慮します。   | 職員課   |
|               | 73       | ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の取り組みを推進し、女性の登用を進めます。   | 職員課   |

※17 家族経営協定

社会的・経済的に評価されにくい農業に従事する女性の労働を家族の話合いによって、形態や条件、報酬等、一定のルールを作ってその内容を文章化するものです。

## 施策の方向（２） 仕事と子育て・介護の両立支援

少子高齢化の進行、家族形態の多様化や地域コミュニティの希薄化、共働き世帯の増加によって変化してきた子育て環境に対応するため、地域で支える子育て支援を進めます。また、高齢者、障がい者（児）等の介護や看護を必要とする人やその家族について、男女ともに仕事と生活を両立できるよう、支援の充実を図ります。

| 基本的施策          | No.   | 具体的な取り組み   | 担当課                            |
|----------------|---|--|--------------------------------|
| 保育（療育）施設の整備・充実 | 74<br>指標  | 保育施設の整備などにより、保育所の待機児童解消を目指します。   | 保育課                            |
|                | 75  | 既存の心身障害児施設について、整備と内容の充実に努めます。  | みずほ学園                          |
| 子育て支援事業の充実     | 76  | 放課後児童クラブの施設整備などにより、待機児童ゼロを継続します。   | 保育課                            |
|                | 77<br>指標  | ファミリー・サポート・センター（※18）事業の充実に努めます。  | 子ども未来応援センター                    |
|                | 78  | 児童の健全な遊び場・居場所となるよう児童館事業を推進します。   | 保育課                            |
|                | 79  | 子育て支援センターの整備などにより、子育てに関する情報提供や相談体制の充実に努めます。  | 保育課<br>子ども未来応援センター<br>健康増進センター |
|                | 80  | 子どもの教育上の悩みをもつ保護者に対して電話や対面での相談を行います。長期間欠席児童生徒についても相談活動や適応指導教室「あすなろ」での受け入れ等をおし、支援します。                    | 教育相談室                          |
|                | 81  | 学習障害（LD）／注意欠損・多動性障害（ADHD）／高機能自閉症／知的障害等、市内小・中・特別支援学校に在籍する特別な配慮を要する児童生徒を支援するため、専門家を配置し、特別支援教育相談の充実に努めます。 | 教育相談室                          |
| 82             | 保護者の教育費に関する負担の軽減を行うために、要保護・準要保護の児童生徒への援助費や就学児支度金新入学用品費の支給を行います。 | 学校教育課  |                                |

|                      |    |   |                                |
|----------------------|----|---|--------------------------------|
| 子育て支援事業の充実           | 83 | 保護者の負担の軽減を図るため、諸手当、医療費等の助成事業を推進します。                                   | 子育て支援課                         |
|                      | 84 | 障がいのある児童を養育する保護者の経済的負担を軽減するため、諸手当や医療費等の助成を行います。                       | 障がい福祉課                         |
| 地域の子育て環境の整備          | 85 | 民間の子育て支援センターなど関係機関等と連携し、地域における子育て支援の充実に努めます。                          | 保育課                            |
|                      | 86 | 母子保健推進員による乳児家庭の全戸訪問を推進するため、推進員育成と充実に努めます。                             | 健康増進センター                       |
|                      | 87 | 地域と連携し、公共施設等を利用した「地域子ども教室」や「子ども食堂」などの子どもの居場所づくり事業を進めます。               | 子ども未来応援センター<br>生涯学習課           |
|                      | 88 | 妊産婦や子ども、高齢者等の交通弱者の安全、安心に配慮した道路整備・住環境整備を計画的に進めます。                      | まちづくり推進課<br>道路治水課              |
|                      | 89 | 関係機関と連携し、公共施設等における福祉環境の整備に努めます。                                       | 各施設担当課<br>管財課                  |
| 介護家庭及び子育て家庭を支える福祉の充実 | 90 | 介護保険サービスや高齢者福祉サービスを適切に利用し、介護のために離職をしなくても済むよう、相談・支援の充実に努めます。           | 高齢者福祉課                         |
|                      | 91 | 高齢者や障がい者、子育て家庭など、ケアを必要とする家庭に向け、福祉等に関する相談体制を充実させ、家族が安心して働ける環境づくりに努めます。 | 保育課<br>福祉課<br>障がい福祉課<br>高齢者福祉課 |
|                      | 92 | ひとり親家庭への就労支援等の自立支援や、生活に関する支援の充実に努めます。                                 | 子育て支援課                         |

※18 ファミリー・サポート・センター

子どもの預かり、保育所・放課後児童クラブ送迎時等の支援を受けることを希望する者（依頼会員）と、支援を行うことを希望する者（提供会員）とのマッチングによる相互援助活動支援。

## 基本目標Ⅴ 地域における男女共同参画のまちづくり

### 【主要課題1】 市民との協働による男女共同参画の推進

男女共同参画に関する施策は多岐にわたり、総合的、効果的な推進を図るためには、市・市民・事業者・教育に携わるあらゆる人が、それぞれの立場において積極的に取り組む必要があります。

地域を支える多様な活動（町会、PTA、子ども会、ボランティア、環境・リサイクル活動等）については、男女ともに参画が進んできていますが、意思決定などの指導的な立場には男性が多いという現状があります。

地域力を高めるためには、地域で暮らす人々の多様な視点を盛り込むことが重要なため、地域活動及び防災に関する政策・方針決定の場に女性の参画を増やしていくなど、男女がともに積極的に参画できる環境づくりが必要です。

また、災害発生時における避難所の運営においては、女性用物資の備蓄品の確保やプライバシーの保護（授乳や着替え等）に努めるなど、多様なニーズに配慮した防災・災害復興体制の整備を推進する必要があります。

### 施策の方向（1） 男女共同参画の視点に立った地域活動の推進

若者から高齢者まで幅広い世代や多様な地域住民が、男女共同参画の視点を持って、それぞれの立場やライフスタイルに応じて、様々な形で地域の活動に参画できる機会や環境づくりを進めます。また、豊かな経験や知識、ボランティア活動への意欲等を積極的に地域の課題に活かせるよう、地域活動における男女共同参画の推進を図ります。

| 基本的施策        | No. | 具体的な取り組み  | 担当課                    |
|--------------|-----|---|------------------------|
| 男性の地域活動の参画促進 | 93  | 男性が地域の人とのつながりを大切にしながら暮らしていけるよう、情報提供を行い、地域活動への参画を促進します。                        | 交流センター<br>生涯学習課<br>公民館 |
| 地域の人材の登録と活用  | 94  | ボランティアへの意欲、経験や知識を活かして地域との関わりが持てるよう、「富士見市市民人材バンク」や「富士見市ボランティアセンター」等への登録を促進します。 | 生涯学習課<br>福祉課           |

|                          |    |  |       |
|--------------------------|----|--|-------|
| NPO 団体・ボランティア団体等の交流の場づくり | 95 | NPO 団体・ボランティア団体等の交流の場づくりなど、多様な地域活動を推進します。                                | 協働推進課 |
| 環境問題への男女共同参画の推進          | 96 | 地域の環境に関する課題に対し、男女共同による参画を推進・支援します。                                       | 環境課   |
| 防犯活動への男女共同参画の推進          | 97 | 市民一人ひとりが、地域の安全を守るという共通認識を持ち、誰もが安心・安全な生活を送ることができるよう、地域で取り組む防犯活動への支援を行います。 | 安心安全課 |
| 防災訓練や自主防災組織への男女共同参画の推進   | 98 | 地域で組織している自主防災会などにおける、男女共同による共助活動を推進・支援します。                               | 安心安全課 |

## 施策の方向（２） 男女共同参画の視点に立った防災体制の充実

防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大するとともに、男女共同参画の視点に立った防災計画の推進及び避難所運営に取り組みます。

| 基本的施策   | No. | 具体的な取り組み   | 担当課   |
|---------|-----|--|-------|
| 防災体制の充実 | 99  | 災害対策本部や避難所運営組織に女性を配置し、多様な視点が防災活動に盛り込まれるよう、推進体制の整備に努めます。  | 安心安全課 |
|         | 100 | 男女や高齢者、障がい者、性的マイノリティ等、あらゆる市民に十分配慮した避難所の運営及び備蓄品等の充実に努めます。 | 安心安全課 |

評価指標一覧

| No                      | 関連No.    | 基本的施策の内容           | 指標  | 前回プラン策定時                       | 現状値                     | 目標値     |    |      |
|-------------------------|----------|--------------------|---|--------------------------------|-------------------------|---------|----|------|
|                         |          |                    |   | (平成25年度)                       | (令和元年度)                 | (令和7年度) |    |      |
| 1                       | 2        | 男女共同参画推進のための意識啓発   | 講演会・セミナー等参加者数累計                                 | 148名                           | 258名                    | 250名以上  |    |      |
| 2                       | 5        | 男女共同参画の視点に立った表現の浸透 | メディア・リテラシーに関する啓発                                | -                              | 1回                      | 1回以上    |    |      |
| 3                       | 7        | 男女共同参画の意識に関する調査・研究 | 市民意識調査における「男女共同参画の社会づくり」への取り組みに対する満足度           | 21.8%<br>(平成24年度)              | 40.7%                   | 増加      |    |      |
| 4                       |          |                    | 市民意識調査における「男女共同参画の社会づくり」への取り組みに対する重要度           | 63.6%<br>(平成24年度)              | 70.7%                   | 増加      |    |      |
| 5                       |          |                    | 男女共同参画に関する市民意識調査における「男女の地位が平等となっている」と感じている市民の割合 | 31.3%<br>(平成20年度)              | 22.3%                   | 30%     |    |      |
| 6                       |          |                    | 「富士見市男女共同参画推進条例」を知っている市民の割合                     | 6%<br>(平成20年度)                 | 7.6%                    | 15.2%   |    |      |
| 7                       |          |                    | 「富士見市男女共同参画プラン」を知っている市民の割合                      | 2.4%<br>(平成20年度)               | 4.2%                    | 8.4%    |    |      |
| 8                       |          |                    | 44  | 配偶者・パートナー等からの暴力防止のための意識啓発と環境整備 | 配偶者・パートナー等からの暴力防止に関する啓発 | 1回以上    | 1回 | 1回以上 |
|                         |          |                    |   |                                |                         | 1回以上    | 0回 | 1回以上 |
|                         |          | 1回以上               |   |                                | 1回                      | 1回以上    |    |      |
| 9                       | 51<br>52 | 市政への男女共同参画の推進      | 各種審議会等における女性の委員の割合                              | 27%                            | 31.8%                   | 40%     |    |      |
| 女性の委員が含まれる審議会の割合        |          |                    | 85.3%   | 95.6%                          | 100%                    |         |    |      |
| 市役所の管理職（副課長級以上）の女性職員の割合 |          |                    | 15.9%   | 19.5%                          | 25%                     |         |    |      |
| 12                      | 55       | 女性の活躍の場の提供         | 人材バンクにおける女性の登録者の割合                              | 58.8%                          | 51.7%                   | 50%維持   |    |      |
| 13                      | 69       | 事業者としての市の取り組み      | 市役所の男性職員の育児休業取得率                                | 0%                             | 40%                     | 30%以上   |    |      |
| 14                      | 74       | 保育施設の整備・充実         | 通常保育事業実施施設数（目標事業量）                              | 15か所                           | 32か所                    | 33か所    |    |      |
| 15                      | 77       | 子育て支援事業の充実         | ファミリー・サポート・センターの提供会員・両方会員の合計数                   | -                              | 226人                    | 238人    |    |      |